

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

第2節 警察捜査のための基盤整備

第3節 女性・子供を犯罪から守るための取組

第4節 地域住民の安全安心確保のための取組

第5節 将来にわたる良好な治安確保のための基盤構築に向けた取組

第2章

CHAPTER 2



第1節

犯罪情勢とその対策

刑法犯の認知件数は平成14年をピークに一貫して減少しており、犯罪情勢には一定の改善がみられる。しかし、児童虐待やストーカー事案、配偶者からの暴力事案等が増加傾向にあることに加え、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の27年中の被害総額は約482億円となるなど、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況である。また、サイバー犯罪が多発し、サイバー攻撃が相次ぐなど、サイバー空間における脅威が深刻化している。

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表2-1のとおりである。刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達した。しかし、15年からは減少に転じ、27年中は109万8,969件と、前年より11万3,194件（9.3%）減少し、戦後最少となった。近年の刑法犯の認知件数の減少は、窃盗犯の認知件数の減少が大きな要因となっており、14年から27年にかけての刑法犯の認知件数の減少数の89.5%を同期間の窃盗犯の認知件数の減少数（156万9,928件）が占めている。

刑法犯の検挙件数は、15年から19年にかけて60万件台で推移していたが、それ以降減少を続け、27年中は35万7,484件と、前年より1万3,084件（3.5%）減少し、戦後最少となった。刑法犯の検挙件数の減少についても、窃盗犯の検挙件数が減少したことが大きな要因であり、14年から27年にかけての刑法犯の検挙件数の減少数の75.7%を同期間の窃盗犯の検挙件数の減少数（17万7,871件）が占めている。

刑法犯の検挙人員は、9年以降30万人台で推移していたが、24年から30万人を下回り、27年中は23万9,355人と、前年より1万1,760人（4.7%）減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。その後、14年から19年にかけて上昇し、それ以降はほぼ横ばいで推移している。27年中は32.5%と、前年より1.9ポイント上昇した。

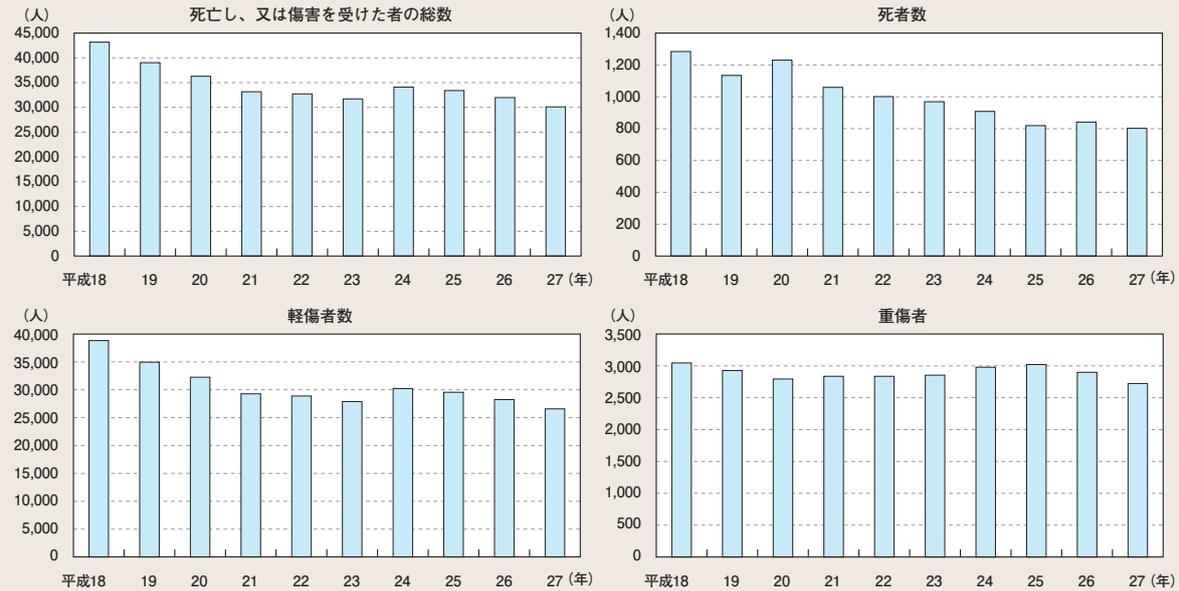
図表2-1 刑法犯の認知・検挙状況（昭和21～平成27年）



(2) 刑法犯による身体的被害の状況 (注1)

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-2のとおりである。平成15年以降、いずれの数も減少傾向にあり、27年中は、いずれの数も前年より減少した。

図表2-2 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数（平成18～27年）

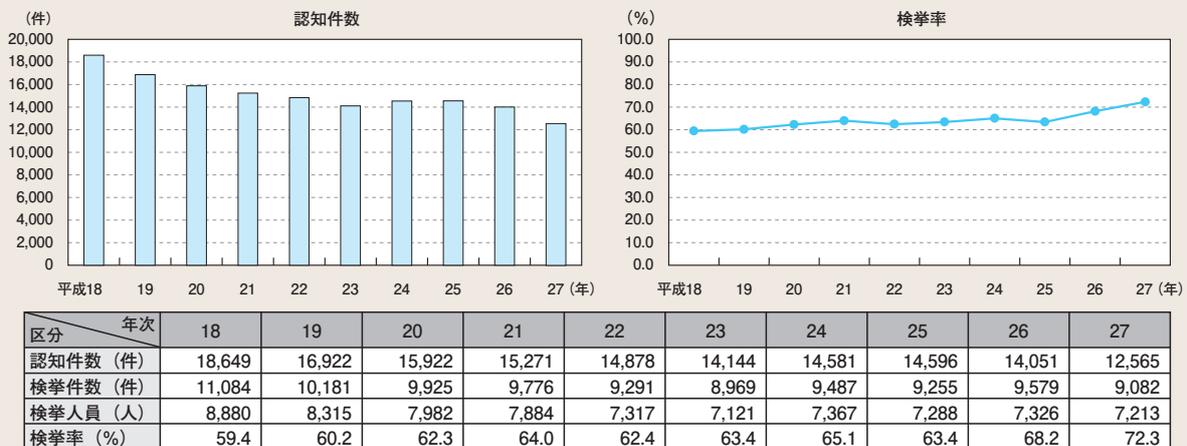


注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

(3) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪 (注2) の認知・検挙状況の推移は、図表2-3のとおりである。平成27年中の重要犯罪の認知件数は、ピーク時である15年の2万3,971件と比べ1万1,406件（47.6%）減少した。検挙率は、19年以降60%台で推移していたが、27年に70%を超えた。

図表2-3 重要犯罪の認知・検挙状況（平成18～27年）



注1：財産犯の被害状況については、70頁参照

注2：殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買

① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-4のとおりである。殺人の認知件数は、26年は前年より増加したものの、16年以降減少傾向にあり、27年中は933件と、前年より121件(11.5%)減少し、戦後最少となった。また、検挙率は、重要犯罪の他の罪種に比べ高い水準を維持している。殺人の解決事件^(注)を除いた検挙件数を被疑者と被害者の関係別にみると、親族が453件(52.4%)と最も多く、そのうち配偶者(内縁の者を含む。)が147件(32.5%)で最も多かった。

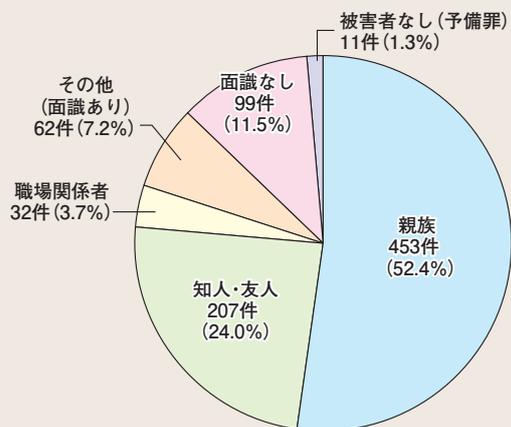
図表2-4 殺人の認知・検挙状況の推移(平成18~27年)



区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
認知件数(件)		1,309	1,199	1,301	1,095	1,068	1,052	1,032	938	1,054	933
検挙件数(件)		1,267	1,157	1,237	1,074	1,029	1,029	963	950	1,010	938
検挙人員(人)		1,241	1,161	1,211	1,036	999	971	899	906	967	913
検挙率(%)		96.8	96.5	95.1	98.1	96.3	97.8	93.3	101.3	95.8	100.5

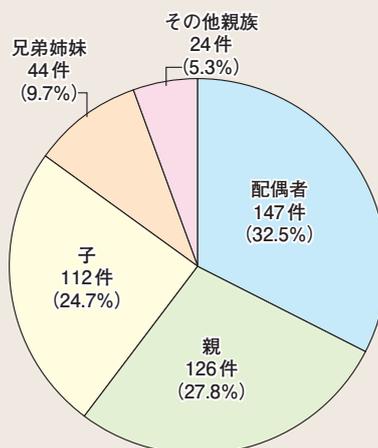
注：検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

図表2-5 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(平成27年)



注：解決事件を除く

図表2-6 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(平成27年)



注1：解決事件を除く

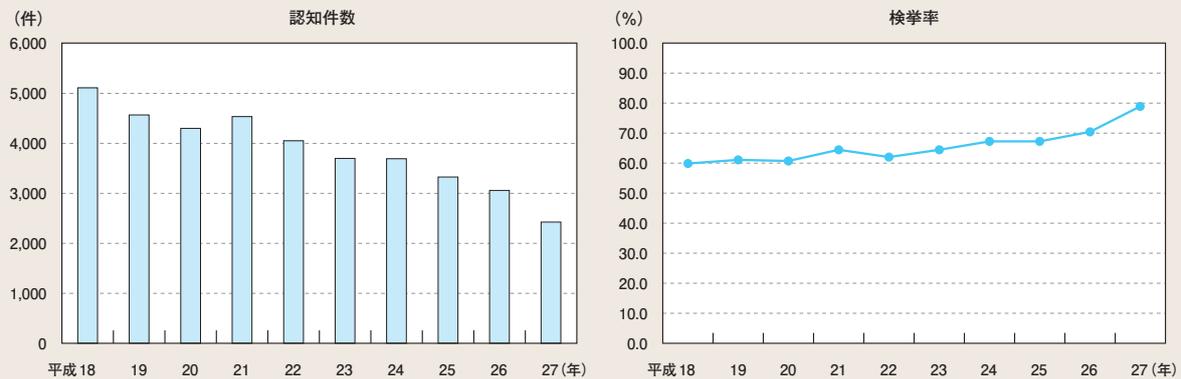
注2：続柄は、被害者から見た被疑者との続柄である

注：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件

② 強盗

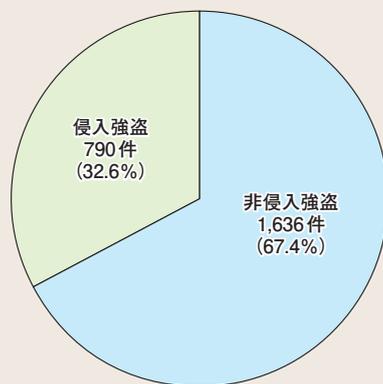
強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-7のとおりである。27年中の強盗の認知件数は、前年より減少し、ピーク時である15年の7,664件と比べ5,238件（68.3%）減少した。手口別の認知件数では、侵入強盗が790件で、強盗全体の32.6%を占め、このうち43.2%がコンビニ強盗であり、非侵入強盗は1,636件で、強盗全体の67.4%を占め、このうち43.3%が路上強盗であった。検挙率は、27年は前年より8.4ポイント上昇するなど近年上昇傾向にある。

図表2-7 強盗の認知・検挙状況の推移（平成18～27年）

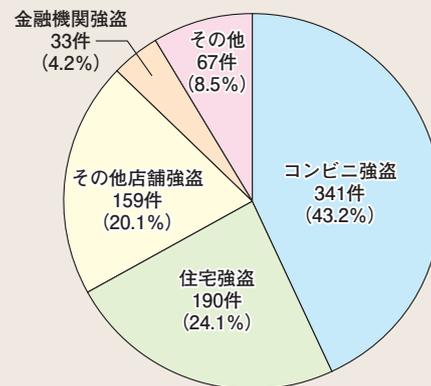


区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
認知件数 (件)		5,108	4,567	4,298	4,535	4,051	3,695	3,691	3,324	3,056	2,426
検挙件数 (件)		3,061	2,790	2,612	2,923	2,516	2,385	2,486	2,236	2,154	1,915
検挙人員 (人)		3,335	2,985	2,813	3,069	2,568	2,431	2,430	2,255	2,096	1,972
検挙率 (%)		59.9	61.1	60.8	64.5	62.1	64.5	67.4	67.3	70.5	78.9

図表2-8 強盗の手口別認知状況（平成27年）



図表2-9 侵入強盗の手口別認知状況（平成27年）

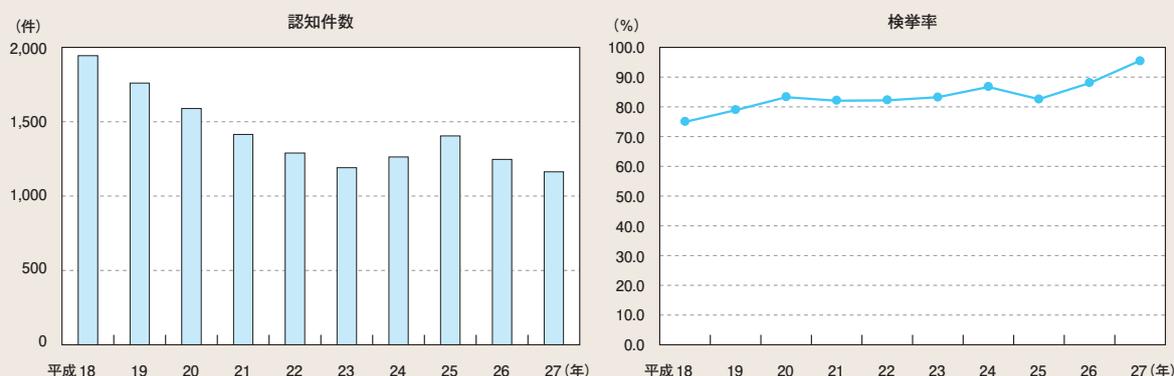


③ 強姦・強制わいせつ

強姦の認知・検挙状況の推移は、図表2-10のとおりである。強姦の認知件数は、16年から23年にかけて連続して減少し、24年、25年は前年より増加したが、26年、27年は、ともに前年より減少した。検挙率は、27年は前年より7.5ポイント上昇し、90%を超えた。

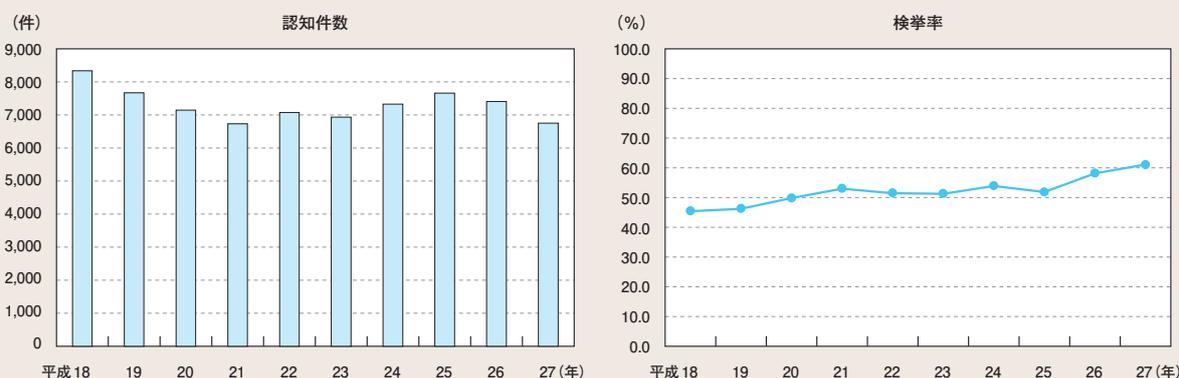
強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2-11のとおりである。強制わいせつの認知件数は、16年以降減少傾向にあり、24年、25年は前年より増加したが、26年、27年はともに前年より減少した。検挙率は、27年は前年より3.0ポイント上昇し、60%を超えた。

図表2-10 強姦の認知・検挙状況の推移（平成18～27年）



区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
認知件数 (件)		1,948	1,766	1,590	1,415	1,293	1,193	1,266	1,409	1,250	1,167
検挙件数 (件)		1,460	1,394	1,326	1,163	1,063	993	1,097	1,163	1,100	1,114
検挙人員 (人)		1,058	1,013	951	918	803	768	858	937	919	933
検挙率 (%)		74.9	78.9	83.4	82.2	82.2	83.2	86.7	82.5	88.0	95.5

図表2-11 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成18～27年）

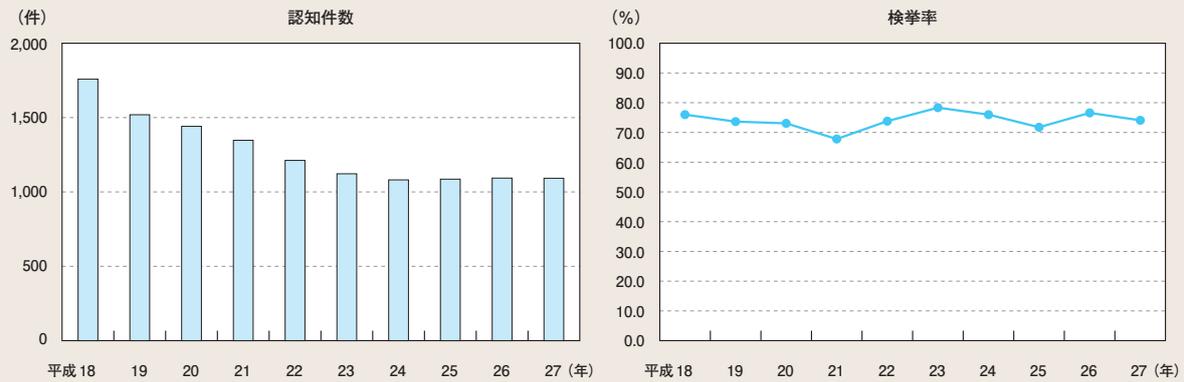


区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
認知件数 (件)		8,326	7,664	7,137	6,723	7,068	6,929	7,321	7,654	7,400	6,755
検挙件数 (件)		3,779	3,542	3,555	3,563	3,637	3,550	3,946	3,967	4,300	4,129
検挙人員 (人)		2,254	2,240	2,219	2,129	2,189	2,217	2,451	2,487	2,602	2,644
検挙率 (%)		45.4	46.2	49.8	53.0	51.5	51.2	53.9	51.8	58.1	61.1

④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-12のとおりである。放火の認知件数は17年から24年にかけて減少し、25年、26年は増加に転じたが、27年は前年より減少した。検挙率は、過去10年間では、おおむね70～80%の間で推移している。

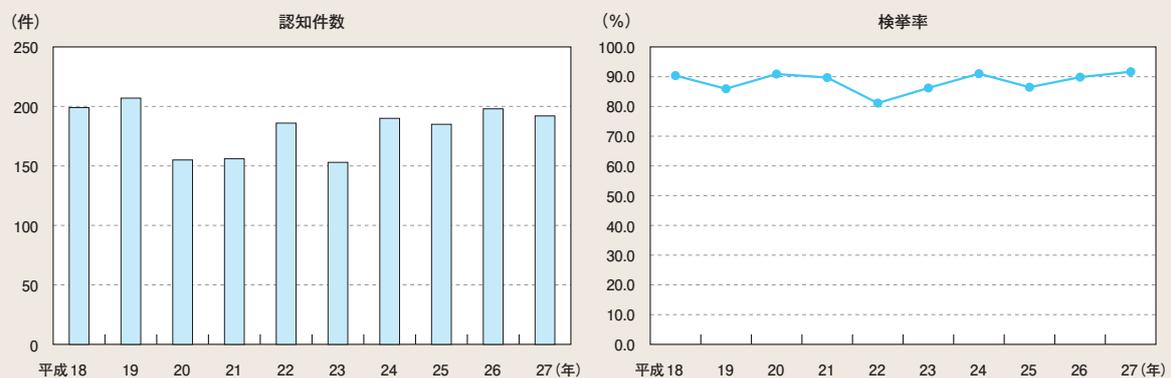
図表2-12 放火の認知・検挙状況の推移（平成18～27年）



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-13のとおりである。略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別でみると、女性が被害者である割合は、27年は75.0%であった。また、被害者の年齢層別でみると、6～12歳の割合が近年増加傾向にあったが、27年は減少に転じた。検挙率は、18年以降90%前後で推移している。

図表2-13 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成18～27年）



区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
認知件数 (件)		199	207	155	156	186	153	190	185	198	192
検挙件数 (件)		180	178	141	140	151	132	173	160	178	176
検挙人員 (人)		167	152	129	101	107	118	137	154	144	160
検挙率 (%)		90.5	86.0	91.0	89.7	81.2	86.3	91.1	86.5	89.9	91.7

2 国民の財産を狙う事犯への対策

(1) 財産犯の被害額の罪種別状況

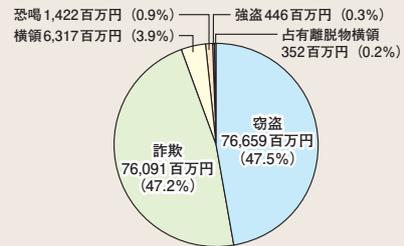
財産犯^(注1)の被害額の推移は、図表2-14のとおりであり、その被害総額は平成14年以降、減少傾向にある。

財産犯の被害額の罪種別状況は、25年までは窃盗の被害額が最も多かったが、26年は詐欺の被害額が最多となった。しかし、27年は図表2-15のとおり、再び窃盗の被害額が最も多くなり、約766億5,900万円(47.5%)となった。

図表2-14 財産犯の被害額の推移(平成18~27年)



図表2-15 財産犯の被害額の罪種別被害状況(平成27年)



(2) 侵入窃盗対策

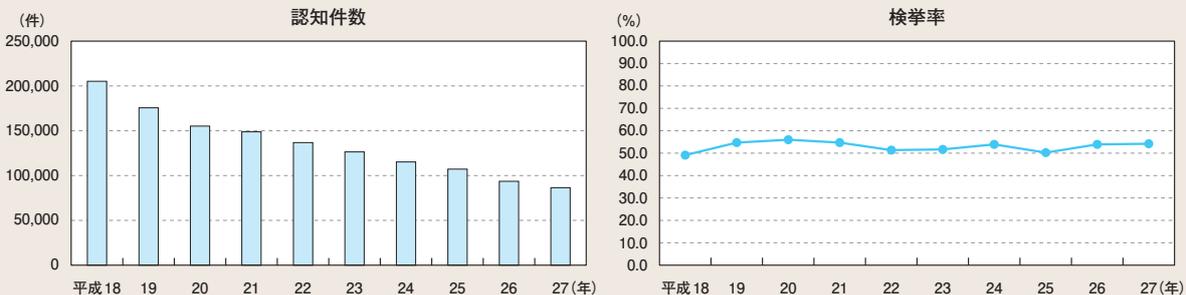
侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-16のとおりである。ピーク時である平成14年(33万8,294件)以降減少傾向にあり、同年から27年にかけて、侵入窃盗の認知件数は25万1,921件(74.5%)減少した。

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には28年3月末現在で17種類3,291品目が掲載されている。さらに、警察庁のウェブサイトに「住まいる防犯110番」^(注2)を開設し、侵入犯罪対策の広報を推進している。



CPマーク
CP部品だけが表示できる共通標準でCrime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したもの

図表2-16 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移(平成18~27年)



区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
認知件数(件)		205,463	175,728	155,270	148,771	136,749	126,382	115,328	107,313	93,566	86,373
検挙件数(件)		100,824	96,266	87,047	81,545	70,307	65,270	62,298	53,914	50,500	46,786
検挙人員(人)		12,434	12,037	11,079	10,852	10,766	10,586	9,719	9,063	8,231	7,820
検挙率(%)		49.1	54.8	56.1	54.8	51.4	51.6	54.0	50.2	54.0	54.2

注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

2：http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html

コラム 平成27年9月関東・東北豪雨の被災地における防犯対策

茨城県警察は、平成27年9月関東・東北豪雨により被災した茨城県常総市において、救出救助活動等を実施するとともに、空き巣等の被害を防止するため、パトカー等による24時間体制の警戒・警ら活動や、住民に対する地域安全情報の提供、避難所の巡回等を実施した。また、警備業者や消防団による自主的な防犯活動も行われた。

パトロールの状況

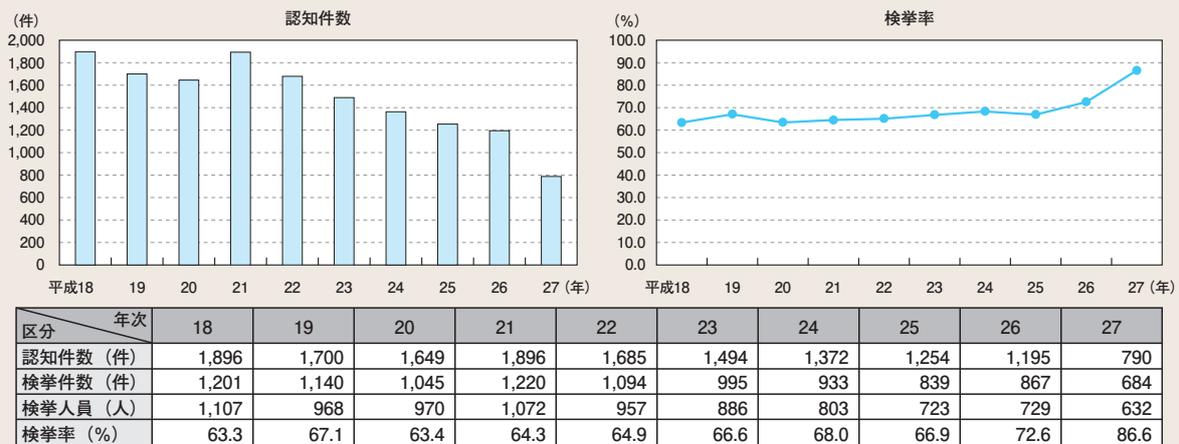


(3) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-17のとおりである。平成21年にコンビニ強盗の認知件数が前年比で大きく増加したことなどから、同年には侵入強盗の認知件数が増加に転じたものの、ピーク時である15年（2,865件）以降、減少傾向にある。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

図表2-17 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成18～27年）



(4) 自動車盗対策

自動車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-18のとおりである。ピーク時である平成15年（6万4,223件）以降、自動車盗の認知件数は減少傾向にあるが、車両別被害件数をみると、近年、乗用自動車の占める割合が減少傾向にある一方で、貨物自動車（トラック、ライトバン等）の占める割合が上昇傾向にある。

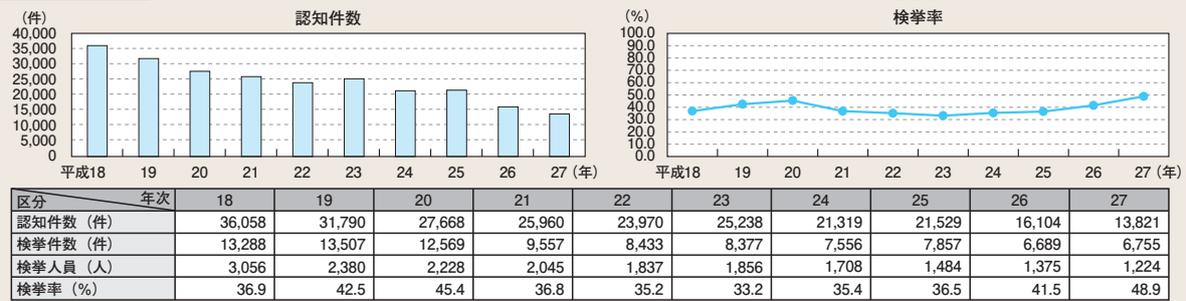
警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（14年1月策定、25年12月改定）に基づき、イモビライザ^(注)等の盗難防止機器の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。



自動車盗難防止の広報ポスター

注：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

図表 2-18 自動車盗の認知・検挙状況の推移 (平成18~27年)



(5) 万引き対策

万引きの認知・検挙状況の推移は、図表 2-19 のとおりである。万引きの認知件数は、平成 22 年以降減少傾向にあるものの、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は上昇傾向にあり、27 年中は 10.7% に達している。また、万引きの検挙人員全体に占める高齢者^(注)の割合が上昇傾向にあり、27 年中は 36.7% であった。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進している。

図表 2-19 万引きの認知・検挙状況の推移 (平成18~27年)

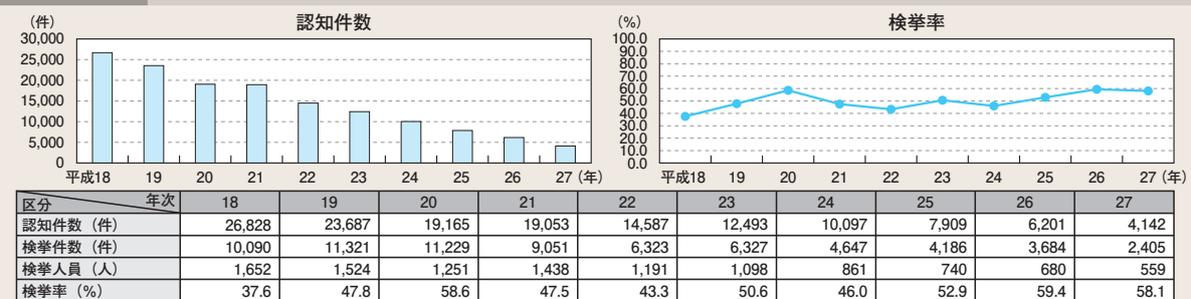


(6) ひったくり対策

ひったくりの認知・検挙状況の推移は、図表 2-20 のとおりである。ひったくりの認知件数は、平成 14 年 (5 万 2,919 件) をピークに 13 年連続で減少しており、27 年中は 4,142 件と、ピーク時の 12 分の 1 以下にまで減少した。

警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

図表 2-20 ひったくりの認知・検挙状況の推移 (平成18~27年)



注：65歳以上の者

(7) 通貨偽造犯罪対策

① 発見状況

過去10年間の偽造日本銀行券の発見枚数^(注1)の推移は図表2-21のとおりであり、平成27年中は、前年より減少した。

図表2-21 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成18～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
合計（枚）		4,288	15,779	2,540	3,433	3,609	1,536	1,950	966	2,235	1,208
一万円券		3,293	3,562	1,975	1,966	2,427	1,157	1,457	587	1,581	793
五千円券		249	121	105	278	474	85	109	74	108	33
二千円券		10	13	6	9	327	3	4	2	1	16
千円券		736	12,083	454	1,180	381	291	380	303	545	366

② 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、精巧に偽造されたものが発見されている。これは、高性能のプリンタ等が一般に普及したためと考えられる。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトなどで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。

事例

Case

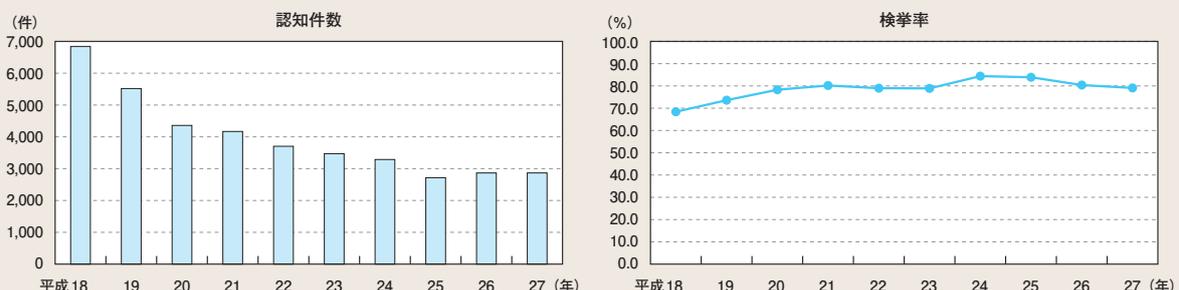
会社従業員の男（76）らは、25年6月頃、偽造一万円券約100枚を手荷物に入れて中国から日本国内に持ち込み、輸入した。27年1月、同男ら2人を偽造通貨輸入罪で逮捕した（大阪、新潟、兵庫）。

(8) カード犯罪対策

過去10年間のカード犯罪^(注2)の認知・検挙状況の推移は図表2-22のとおりであり、認知件数、検挙件数及び検挙人員は平成19年以降減少傾向にある。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図表2-22 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成18～27年）



区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
認知件数（件）		6,842	5,518	4,359	4,169	3,703	3,471	3,288	2,716	2,865	2,866
検挙件数（件）		4,681	4,060	3,412	3,342	2,925	2,739	2,776	2,279	2,304	2,268
検挙人員（人）		794	623	547	592	514	413	448	359	445	478
検挙率（%）		68.4	73.6	78.3	80.2	79.0	78.9	84.4	83.9	80.4	79.1

注1：届出等により警察が押収した枚数

注2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

(9) 悪質商法事犯対策

① 利殖勧誘事犯

利殖勧誘事犯^(注1)の検挙状況の推移は、図表2-23のとおりである。平成27年中は、ファンドに関連した事犯^(注2)の検挙が目立った。

利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要する機会が多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供等を推進しており、27年中の同事犯に関する情報提供件数は489件であった。

図表2-23 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成18～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
検挙事件数（事件）		17	12	22	29	31	35	41	37	40	37
検挙人員（人）		73	86	117	125	110	184	196	189	227	116

図表2-24 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成27年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	37	116	10	4,401	93億726万円
未公開株に関連した事犯	2	16	0	167	2億8,636万円
公社債に関連した事犯	3	17	2	454	11億5,000万円
ファンドに関連した事犯	20	53	5	3,256	51億9,540万円
デリバティブ取引に関連した事犯	1	1	0	13	1,772万円
外国通貨に関連した事犯	0	0	0	0	0円
上記以外の預り金に関連した事犯	6	10	3	376	23億500万円
その他の事犯	5	19	0	135	3億5,276万円

注1：その他の事犯には、金地金、ダイヤモンド、リゾート会員権に関連した事犯等が含まれる。

注2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

事例

Case

会社従業員の男（59）らは、23年1月から26年1月にかけて、高齢者を中心に「年金の不足分を補える」などとして有価証券を運用するファンドへの出資の勧誘を行い、1都4県の延べ約400人から約15億8,000万円の出資金を集め、無登録で第二種金融商品取引業を営んだ。27年8月、同会社役員ら5人を金融商品取引法違反（無登録営業）で逮捕した（愛知）。

② 特定商取引等事犯

特定商取引等事犯^(注3)の検挙状況の推移は、図表2-25のとおりである。27年の検挙事件を類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が目立った。

特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いても警察への届出までに時間を要する場合もみられることから、警察では、ウェブサイト等を通じて早期の相談を呼び掛けている。

図表2-25 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成18～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
検挙事件数（事件）		138	112	142	152	193	161	124	172	173	155
検挙人員（人）		385	299	279	371	430	314	259	418	330	250

注1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

注2：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資などで運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とする事犯

注3：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

図表2-26 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成27年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	155	250	37,375	109億988万円
訪問販売	135	205	34,580	98億4,379万円
電話勧誘販売	4	17	1,498	6億5,491万円
連鎖販売取引	4	7	783	3億4,820万円
訪問購入	7	7	36	118万円
その他	5	14	478	6,178万円

注1：その他とは、通信販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引である。

注2：被害額等の計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

事例

Case

会社社員の男（34）らは、26年5月から27年1月にかけて、高齢者宅を訪問して、床下修理工事の必要性がないにもかかわらず、「洗面所の排水管から水が漏れている。水を吸い取るマットがある。このマットを敷いたら大丈夫」などと虚偽の内容を告げて、同工事代金名目で、2府県の20人から約2,900万円をだまし取るなどした。同年6月までに、同会社社員ら4人を詐欺罪で逮捕した（兵庫）。



床下に敷かれたマット

(10) ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯^(注1)の検挙状況の推移は、図表2-27のとおりである。ヤミ金融事犯のうち、無登録・高金利事犯の検挙事件数及び検挙人員は減少傾向にあるが、ヤミ金融関連事犯^(注2)は増加傾向にある。

無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非面接で敢行されるいわゆる090金融事犯については、平成27年中は、検挙事件数の15.7%、検挙人員の34.5%を占めている。また、27年中に検挙した無登録・高金利事犯に占める暴力団が関与した割合は、21.4%であった。

警察では、ヤミ金融事犯の取締りを推進するとともに、ヤミ金融に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約についての事業者への要請等の総合的な対策を行っている。27年中の金融機関への情報提供件数は2万8,445件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は3,735件であった。

図表2-27 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成18～27年）

区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
検挙事件数（事件）	323	484	437	442	393	366	325	341	422	442
検挙人員（人）	710	995	860	815	755	666	470	523	558	608

事例

Case

工藤會傘下組織幹部の男（39）らは、25年4月から27年5月にかけて、電話により顧客を勧誘し、融資を申し込んできた全国の顧客約4,000人に対し、その銀行口座に振込送金する方法により、法定利息の約31倍から約202倍で金銭を貸し付けるとともに、他人名義の口座へ振込送金させる方法により、元利金約5億6,000万円を受領した。同年7月までに、同幹部ら11人を貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（超高金利）で検挙した（福岡）。

注1：出資法違反（高金利等）及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝等に係る事犯

注2：貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反等に係る事犯

(11) 知的財産権侵害事犯対策

① 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯^(注1)、海賊版事犯等の著作権侵害事犯^(注2)においては、インターネットを利用して侵害行為が行われることが多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会^(注3)の活動への参加を始め、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表2-28 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成23～27年）

区分	23		24		25		26		27	
	事件数 (事件)	人員 (人)								
商標法違反（偽ブランド事犯等）	236	337	260	420	241	346	247	381	316	457
著作権法違反（海賊版事犯等）	194	258	196	285	240	279	270	348	239	290
その他	20	52	54	141	43	91	57	109	51	121
合計	450	647	510	846	524	716	574	838	606	868

図表2-29 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（平成18～27年）

区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総数（点）	190,062	315,302	280,679	107,637	128,252	168,303	88,846	74,059	84,396	70,949
中国	73,512	143,170	268,326	93,800	118,162	159,276	73,511	63,373	57,221	58,667
韓国	115,881	117,930	5,972	13,529	9,032	7,228	15,230	10,425	26,461	12,098
香港	70	49,694	12	181	17	62	61	22	472	0
台湾	388	0	0	0	825	83	0	0	1	0
その他	211	4,508	6,369	127	216	1,654	44	239	241	184

② 営業秘密侵害事犯

平成27年中は、企業の保有する技術情報等が、同業他社に転職した元社員によって持ち出され、転職先の業務に使用される事犯や、遠隔操作等ソフトを利用して経営戦略情報が持ち出された事犯等、社会の関心と呼ぶ営業秘密侵害事犯^(注4)がみられた。

事例

Case

包装機械製造・販売等会社（A社）の元従業員の男（47）らは、不正の利益を得る目的で、同業他社（B社）に転職する直前の25年9月頃から10月頃までの間、6回にわたり、A社のサーバコンピュータにアクセスし、A社の営業秘密である包装機械の設計図面データ6件を自己所有のハードディスクに複製して領得し、B社従業員に開示するなどした。B社従業員らは、同社の業務に関し、26年3月頃から9月頃までの間、当該図面を複写し貼り付けるなどし、新たに包装機械の設計図面を作成して、A社の営業秘密を使用した。27年6月までに、同男ら1法人4人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示・使用）で検挙した（神奈川）。

コラム 不正競争防止法改正を受けた警察の取組

営業秘密漏えいに対する抑止力の向上等を図るため、罰金刑の上限の引上げ、営業秘密侵害罪の非親告罪化等を内容とする不正競争防止法の一部を改正する法律が、平成27年7月、第189回国会において成立し、28年1月に施行された。警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、警察署における営業秘密侵害事犯の相談対応について指導を行うことなどにより捜査能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性についての企業に対する啓発等を強化している。

注1：商標法違反に係る事犯

2：著作権法違反に係る事犯

3：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

4：不正競争防止法第21条第1項に係る事犯

3 構造的な不正事案への対策

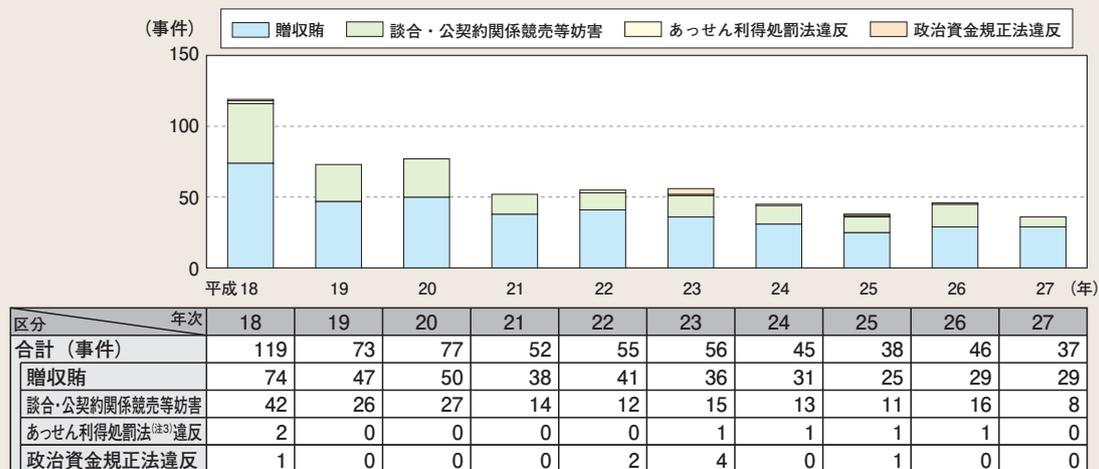
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法^(注)違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、被害申告や目撃者の証言等が通常は期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。第18回統一地方選挙（平成27年4月12日及び同月26日施行）における選挙期日後90日現在（27年7月11日及び同月25日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は406件、検挙人員は673人（うち逮捕者は104人）であった。

図表2-30 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数の推移（平成18～27年）



注1：公職選挙法違反事件を除いている。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

注3：公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

事例 Case

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室室長補佐（45）は、23年11月頃、ITコンサルティング等を業とする会社社長から、社会保障分野における情報連携基盤整備事業の企画競争方式による調達に関し、有利な取り計らいをしたことの謝礼等として、現金100万円を収受した。27年10月、同室長補佐を収賄罪で逮捕した（警視庁）。

事例 Case

北海道福島町長（53）は、24年8月頃、同町長選挙に立候補する際、コンピューターソフト製造販売等を業とする会社役員から、同町長に就任した後、同社が各種助成を受けることを容易にする条例案を同町議会に提出するなど有利な取り計らいをするよう依頼を受け、その報酬として、現金100万円を収受した。27年7月、同町長を事前収賄罪で逮捕した（北海道）。

事例 Case

住吉会会長（69）らは、27年3月頃、選挙人十数名に対し、県議会議員選挙の立候補者のための投票及び選挙運動の報酬として、供応接待をした。同年6月、同会長ら3人を公職選挙法違反（買収）で逮捕した（千葉）。

注：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

(2) 経済をめぐる不正事案

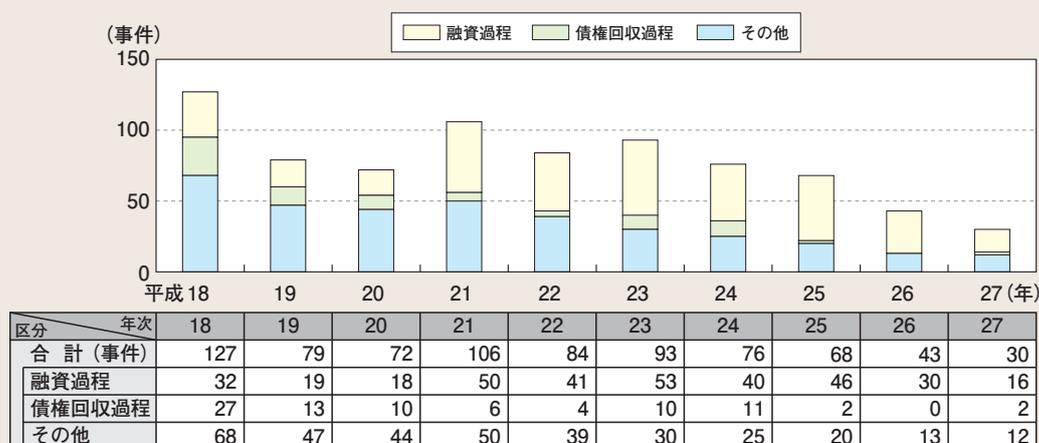
金融機関等の企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺等の違法事犯のほか、証券市場等における取引に関連した違法事犯が後を絶たない状況にある。また、国の補助金や生活保護費等の不正受給事犯も相次いで発生している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯及びその他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

これらの不正の背景には、企業や業界を取り巻く利権に絡む構造的な不正や反社会的勢力等の介在も見られることから、その摘発を図ることが課題となっている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

図表 2-31 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移（平成18～27年）



事例 Case

大手都市銀行の元審査役（51）らは、架空の投資話を仕立ててその資金調達名目に現金をだまし取ろうと企て、顧客に対し、「現金を交付すればその現金が投資に充てられて一定期間継続的に配当金が支払われる」「その期間終了時には交付した現金相当額も返還される」などと虚偽の内容の話を持ちかけ、平成23年5月頃から24年6月頃にかけて、投資金として合計2億1,500万円をだまし取った。27年3月、同元審査役ら3人を詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

事例 Case

不動産会社の元代表取締役（69）らは、同人らが経営する石油製品販売会社の資産が強制執行を受けるおそれがあることを察知するや、同資産を隠匿し、強制執行を妨害する目的で、25年2月頃から同年11月頃にかけて、同社名義の銀行口座から海外の銀行口座に、貸付金等の名目で合計約41億6,200万円を送金した。27年10月、同元代表取締役ら6人を強制執行妨害目的の財産損壊等罪で逮捕した（京都）。

事例 Case

仮想通貨であるビットコインの売買取引仲介サイトを運営していた会社の代表取締役（30）は、自己が使用する物品の購入費用やコンピュータソフトウェア関連事業を譲り受ける対価の支払等に充てる目的で、25年9月頃から12月頃にかけて、顧客から送金されたビットコインの売買のための資金のうち、合計約3億4,100万円を横領した。27年8月、同代表取締役を業務上横領罪で逮捕した（警視庁）。

4 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 保健衛生事犯対策

保健衛生事犯^(注1)の検挙状況の推移は、図表2-32のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品（以下「無承認医薬品」という。）を広告・販売するなどの医薬品医療機器法違反、無資格で医行為を行うなどの医師法違反、診療所の無許可開設等の医療法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

無承認医薬品の広告・販売事犯については、近年、国外を仕出地とするものが全体の半数前後を占めている上、インターネットを利用して広告・販売を行っているものも多ことから、外国捜査機関等に対し情報を提供し、ウェブサイトの削除を要請するなどしている。

図表2-32 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成23～27年）

区分	年次	23		24		25		26		27	
		事件数 (事件)	人員 (人)								
合計		340	469	317	407	309	396	322	412	395	559
薬事関係事犯		111	190	81	131	60	98	63	101	64	108
医事関係事犯		30	51	39	66	39	58	63	92	81	157
公衆衛生関係事犯		199	228	197	210	210	240	196	219	250	294

事例

Case

会社従業員の女（46）らは、医師の男（50）らと共謀の上、平成24年4月から26年9月にかけて、医師の男（52）らから名義を借りて虚偽の届出を行い、医療法上必要な許可を得ずに診療所2か所を開設した。また、同女は、24年12月から25年6月にかけて、医師でないのに、医行為であるレーザー脱毛を行った。27年7月までに、同女を医師法違反（無資格医業）等で逮捕するとともに、医師の男ら7人を医療法違反（無許可開設）で検挙した（愛知）。

(2) 食の安全に係る事犯対策

食の安全に係る事犯^(注2)の検挙状況の推移は、図表2-33のとおりであり、平成27年中は、複数の原料玄米を用いた「複数原料米」を「単一原料米」と表記して販売するなど、商品の品質等を偽装した事犯等がみられた。

図表2-33 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成18～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
		検挙事件数（事件）	25	52	37	66	46	39	41	40	37
食品衛生関係事犯		20	48	21	32	36	27	21	26	20	22
食品の産地等偽装表示事犯		5	4	16	34	10	12	20	14	17	9
検挙人員（人）		35	90	91	132	85	76	73	80	77	61
食品衛生関係事犯		23	69	34	25	65	39	22	44	28	29
食品の産地等偽装表示事犯		12	21	57	107	20	37	51	36	49	32
検挙法人（法人）		4	5	24	37	26	13	14	17	17	13
食品衛生関係事犯		1	3	5	6	19	5	3	9	3	6
食品の産地等偽装表示事犯		3	2	19	31	7	8	11	8	14	7

注1：薬事関係事犯（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

注2：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

5 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法^(注)に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業業者等の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、無店舗型性風俗特殊営業や映像送信型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方で、店舗型性風俗特殊営業及び電話異性紹介営業の届出数は減少している。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、近年増加傾向にある。

図表2-34 風俗営業の営業所数の推移（平成23～27年）

区分	年次	23	24	25	26	27
総数（軒）		99,365	97,869	95,605	94,258	91,456
第1号営業（キャバレー、料理店等）		68,246	67,989	66,951	66,717	65,548
第2号営業（低照度飲食店）		3	3	3	3	2
第3号営業（区画席飲食店）		3	3	3	2	2
第4号営業		24,465	23,693	22,876	22,097	21,048
まあじゃん屋		12,054	11,450	10,882	10,376	9,626
ぱちんこ屋等（注）		12,323	12,149	11,893	11,627	11,310
その他		88	94	101	94	112
第5号営業（ゲームセンター等）		6,648	6,181	5,772	5,439	4,856

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

図表2-35 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成23～27年）

区分	年次	23	24	25	26	27
総数（件）		29,391	30,133	30,969	31,514	31,749
店舗型性風俗特殊営業		8,835	8,685	8,501	8,373	8,186
第1号営業（ソープランド等）		1,246	1,235	1,218	1,224	1,219
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）		822	824	813	810	810
第3号営業（ストリップ劇場等）		125	116	110	98	94
第4号営業（ラブホテル等）		6,259	6,152	6,027	5,940	5,805
第5号営業（アダルトショップ等）		272	252	232	206	169
第6号営業（出会い系喫茶等）		111	106	101	95	89
無店舗型性風俗特殊営業		18,336	19,257	19,986	20,491	20,843
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）		17,204	18,119	18,814	19,297	19,591
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		1,132	1,138	1,172	1,194	1,252
映像送信型性風俗特殊営業		1,888	1,879	2,187	2,380	2,473
店舗型電話異性紹介営業		151	138	127	107	94
無店舗型電話異性紹介営業		181	174	168	163	153

図表2-36 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成23～27年）

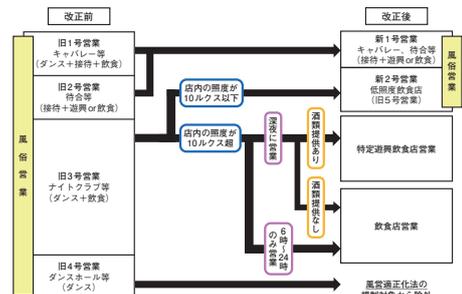
年次	23	24	25	26	27
総数（軒）	272,985	273,868	276,353	277,338	276,595

コラム ダンス営業に係る規制の見直しのための風営適正化法の改正

近年、国民の生活様式の多様化が進み、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まっていることや、ダンスに対する国民の意識が変化してきたことを受け、

- ダンス自体に着目した規制を改め、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外する
- 特定遊興飲食店営業の制度を新設し、深夜に客に遊興と飲酒をさせる営業を許可制の下で認めることなどを内容とする風営適正化法の一部を改正する法律が、平成27年6月、第189回国会で成立し、28年6月23日までに全面施行された。

ダンス営業に係る規制の見直しの概要



注：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

平成27年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等^(注)の割合は19.3% (104人)と、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、インターネットの出会い系サイト等を利用する事犯のほか、マッサージ店やエステ店を偽装した違法性風俗店における事犯など、潜在化傾向がみられる。

図表2-37 売春防止法違反の検挙状況の推移(平成23～27年)

区分	年次	23		24		25		26		27	
		件数(件)	人員(人)								
総数		1,138	675	1,079	701	1,030	639	817	535	812	538
街娼型	勧誘等	297	296	237	230	251	253	256	248	262	236
	場所提供	130	161	103	189	84	142	70	77	66	99
管理型	管理売春	1	3	7	7	5	5	6	21	6	6
	資金提供	9	9	6	9	6	7	4	4	5	6
派遣型	周旋	397	179	369	238	398	210	344	166	312	174
	契約	302	25	355	27	283	19	134	17	157	13
その他		2	2	2	1	3	3	3	2	4	4

事例

Case

無職の男(21)らは、26年4月から6月までの間、複数の女性をマンションの一室に居住させ、レンタルルーム等において、出会い系サイトを通じて募った客を相手に売春をさせた。27年5月までに、同男らを売春防止法違反(売春をさせる業)で、同レンタルルームを経営する会社経営の男(51)らを風営適正化法違反(禁止区域営業)で逮捕した(大阪)。

② 風俗関係事犯

風営適正化法による検挙状況は、近年減少傾向にある。

また、わいせつ事犯の検挙状況は、最近3年間減少している。わいせつ事犯に関しては、近年、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像を公然と陳列する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

このほか、賭博事犯に関しては、テレビゲーム機等の遊技機を使用したものが多く発生しており、最近では、警察からの取締りを逃れるため、雑居ビルやマンションの一室にスロットマシン、バカラ台等を設置するなど、潜在化の傾向がみられるほか、ゲーム喫茶等における事犯も依然としてみられる。

図表2-38 風営適正化法違反の検挙状況の推移(平成23～27年)

区分	年次	23		24		25		26		27	
		件数(件)	人員(人)								
総数		2,672	3,402	2,682	3,212	2,710	3,040	2,477	2,640	2,211	2,466
禁止区域等営業		463	842	378	687	362	656	347	582	287	604
	年少者使用	308	419	260	321	261	323	212	281	227	236
客引き		533	791	594	796	575	799	436	610	377	531
無許可営業		545	767	496	719	416	559	367	456	385	502
構造設備・遊技機無承認変更		43	45	57	67	54	59	39	31	40	34
20歳未満の客への酒類提供		73	135	96	180	94	176	101	197	104	171
その他		707	403	801	442	948	468	975	483	791	388

図表2-39 わいせつ事犯の検挙状況の推移(平成23～27年)

区分	年次	23		24		25		26		27	
		件数(件)	人員(人)								
総数		3,084	2,761	3,334	2,877	2,931	2,558	2,903	2,341	2,771	2,248
公然わいせつ		1,926	1,700	2,064	1,745	1,921	1,662	1,870	1,554	1,773	1,491
	わいせつ物頒布等	1,158	1,061	1,270	1,132	1,010	896	1,033	787	998	757



ゲーム喫茶店内



テレビゲーム機

事例 Case

無職の男（41）らは、25年9月から26年9月にかけて、レンタル携帯電話や他人名義の預金口座を利用するとともに、第三者に仲介させた上で、複製したわいせつDVDを不特定多数の者に販売した。また、会社役員の男（36）は、25年3月から26年4月にかけて、携帯電話不正利用防止法によって義務付けられた本人確認をしないまま同無職の男らにレンタル携帯電話を貸し出した。27年1月までに、同無職の男らをわいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持罪で、同会社役員の男を同法違反（貸与時本人確認義務違反）で逮捕した（島根）。

(3) 人身取引事犯対策

警察では、平成26年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画2014」等に基づき、入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

27年中の人身取引事犯の検挙人員は42人で、そのうち風俗店等関係者が32人、仲介業者が7人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は49人で、その国籍の内訳は、フィリピン（28人）、日本（13人）、タイ（8人）であった。外国人被害者の入国時の在留資格は、短期滞在（32人）が多数を占めた。

図表2-40 人身取引事犯の検挙状況の推移（平成23～27年）

区分		年次				
		23	24	25	26	27
検挙人員（人）		33	54	37	33	42
仲介業者		6	6	10	6	7

図表2-41 人身取引事犯の被害者の保護状況の推移（平成23～27年）

区分		年次				
		23	24	25	26	27
被害者（人）		25	27	17	24	49
日本人		4	11	10	12	13

(4) 銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲刀剣類の適正管理

平成27年末現在、銃刀法^(注)に基づき、都道府県公安委員会から9万8,638人が、19万9,497丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。27年中、申請を不許可等とした件数は38件、所持許可を取り消した件数は62件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行う一方、危害予防上支障のない範囲で猟銃等の所持許可に伴う申請者の負担軽減を図るための措置を講じている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

図表2-42 猟銃及び空気銃の許可所持者の推移（平成23～27年）

年次	23	24	25	26	27
許可所持者（人）	122,515	113,942	107,651	102,300	98,638

図表2-43 猟銃及び空気銃の許可丁数の推移（平成23～27年）

区分		年次				
		23	24	25	26	27
総数（丁）		246,783	229,404	216,781	206,634	199,497
猟銃		220,171	203,870	191,710	182,024	175,221
空気銃		26,612	25,534	25,071	24,610	24,276

図表2-44 猟銃等所持不適格者の排除状況の推移（平成23～27年）

区分		年次				
		23	24	25	26	27
不許可等（件）		27	30	34	32	38
取消（件）		95	72	73	64	62

注：銃砲刀剣類所持等取締法

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表2-45 運搬届出・立入検査の状況（平成27年）

区分	運搬届出受理件数（件）	立入検査の件数（件）
火薬類関係	38,967	13,009
特定病原体等関係	57	68
放射性同位元素等関係	2,046	0
核燃料物質等関係	57	18

（5）環境事犯対策

① 廃棄物事犯^{（注1）}

平成27年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約半数を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。

警察では、引き続き環境行政部局との人的な交流や情報交換を行うなどし、早期発見・早期検挙に努めている。

図表2-46 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成18～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
検挙事件数（事件）		5,301	6,107	6,124	6,128	6,183	5,700	5,655	5,169	4,909	4,979
検挙人員（人）		6,852	7,797	7,602	7,599	7,679	7,018	6,841	6,241	5,904	5,989
検挙法人（法人）		423	549	481	554	482	477	443	391	338	369

② 動物・鳥獣関係事犯^{（注2）}

27年中の検挙事件の大半を、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反が占めている。また、犬、猫を殺傷するなどの、動物の愛護及び管理に関する法律違反も引き続き検挙されている。

図表2-47 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成18～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
検挙事件数（事件）		621	826	870	839	741	638	666	601	518	547
検挙人員（人）		750	879	898	865	791	709	775	653	566	592
検挙法人（法人）		0	7	14	1	2	4	4	5	5	20

（6）探偵業の状況

平成27年中の探偵業法^{（注3）}での検挙件数は5件、行政処分件数は43件（営業廃止命令2件、営業停止6件、指示処分35件）であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者^{（注4）}の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界の全国組織である一般社団法人日本調査業協会や認可法人全国調査業協同組合等との連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯

注2：動物の愛護及び管理に関する法律違反及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反等に係る事犯

注3：探偵業の業務の適正化に関する法律

注4：届出のなされている探偵業者数は5,667（平成27年末現在）

第2節

警察捜査のための 基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

警察庁では、平成24年3月に策定した「捜査手法、取調べの高度化プログラム」に基づき、次の施策を推進している。

① 取調べの録音・録画の試行の拡充

21年4月以降、全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件について、録音・録画の試行を開始し、現在では、知的障害等を有する被疑者に係る事件についても、同試行を実施している。裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間については、図表2-48のとおり、試行の開始以降増加傾向にある（28年4月4日時点の集計値）。なお、録音・録画装置の小型化や運用の効率化を進めている。

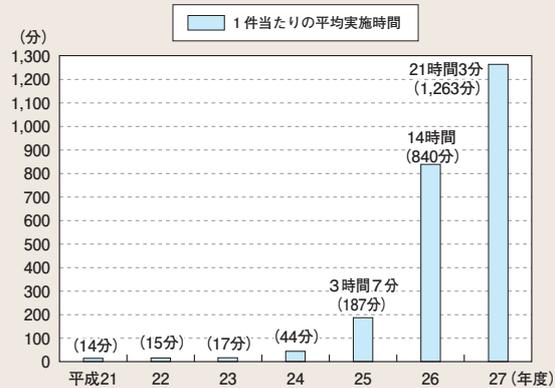
② 取調べの高度化・適正化等の推進

警察庁では、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、24年12月に心理学的知見を取り入れた教本「取調べ（基礎編）」を作成したほか、25年5月には「取調べ技術総合研究・研修センター」を設置するなどして、取調べの高度化・適正化等を推進している。

③ 捜査手法の高度化の推進

警察庁では、科学技術の発達等に伴う犯罪の高度化・複雑化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型鑑定及びDNA型データベースを効果的に活用するための取組や、仮装身分捜査の導入を始めとする捜査手法の高度化に向けた検討を推進している。

図表2-48 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間（平成21～27年度）



(2) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には連続発生の防止のために極めて重要である。

都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊、機動鑑識隊（班）、現場科学検査班等を設置し、事件発生後、直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を徹底している。

また、犯人の検挙における防犯カメラ画像の有用性の高さが認識されているところ、防犯カメラ画像の中には、原記録が消去される可能性が高いものや、抽出等に技術的な困難を伴うものもあることから、防犯カメラ画像の抽出及び解析を支援する体制を整備するなどにより、防犯カメラ画像の適切かつ確実な収集に努めている。

図表2-49 初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



コラム 連続発生のおそれのある重要凶悪事件への対応の強化等について

平成27年9月、埼玉県熊谷市において、外国人により、6人が連続して殺害される事件が発生した。警察では、重要凶悪事件の発生時には、連続発生の可能性を迅速かつ的確に判断するなどした上で、犯人の迅速な検挙のための捜査活動を行うとともに、連続発生を防止するための効果的な情報提供を行うこととしている。

また、外国人が関与する事案に適切に対応するため、通訳体制の強化や通訳人の適切な運用を図るとともに、警察職員の外国語によるコミュニケーションの能力の向上に努めている^(注1)。

(3) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的として、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト^(注2)等で対象となる事件等について広報している。

(4) 犯罪死の見逃し防止への取組

平成27年中に警察が取り扱った死体数は約16万3,000体であった。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官^(注3)の臨場率を向上させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実及び資機材の整備を行っている。

また、警察では、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖の確実な実施に努めている。

図表2-50 死体取扱数及び検視官の臨場率の推移（平成18～27年）



注1：42、43頁参照

2：<http://www.npa.go.jp/reward/index.html>

3：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

(5) 緻密で適正な捜査の徹底

警察では、平成20年1月から、「警察捜査における取調べ適正化指針」^(注)に基づき、取調べの一層の適正化を図るための各種施策を推進している。

また、2年5月に栃木県足利市内において発生したいわゆる足利事件について、22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことなどを踏まえ、警察では、相手方の特性に応じた取調べ方法の指導・教育を行った上で、被疑者の供述と客観証拠・裏付け捜査等との関連の精査によって自白の信用性の十分な検討をするなど緻密で適正な捜査のより一層の徹底を図っている。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性や証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努め、取調べの適正化の一層の推進を図っている。

② 各種教育訓練の実施

警察では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る取組の一環として、警察大学校及び管区警察学校等において「取調べ専科」等を実施し、捜査員の取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、個々の捜査員の「適正な取調べ」に対する意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

21年4月、取調べの一層の適正化に資するため、被疑者取調べ監督制度を開始し、警察庁及び都道府県警察本部の総務又は警務部門に被疑者取調べの監督業務を担当する所属を設置するなど所要の体制を整備して、取調べの状況の確認、調査等、必要な措置を行っている。



取調べを想定した教育訓練



取調べ室の外部からの視認状況

注：19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの

(6) 捜査技能の組織的な伝承

警察官が大量退職し、平成15年からの10年間で地方警察官^(注)の4割以上が入れ替わるなど、急速に世代交代が進んでいる。これは、刑事部門においても例外ではなく、多くの捜査員が退職する一方、若い捜査員が多数任用されている。

このような中、地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきた。しかし、捜査員の世代交代が急速に進んだことから、この方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっており、警察では、体系的に捜査技能が伝承されるよう、組織的な取組を進めている。

① 新時代に対応した刑事捜査員の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験できるわけではない。他方で、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法全般を体験させるなどしている。

捜査幹部に対しては、警察大学校、管区警察局、管区警察学校等において教育訓練を行い、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の策定、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性に応じた適正な取調べの方法、裏付け捜査の徹底等の捜査運営等、捜査幹部としての職務に必要な知識及び技能の向上を図っている。



先輩捜査員による指導状況（DNA型鑑定に用いる資料の採取）



先輩捜査員による指導状況（指紋の採取）

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を超えて広域的に指導官として活用している。

平成28年4月25日現在、全国警察において、166人の警察職員が情報分析、強行犯捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野で広域技能指導官として指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

注：都道府県警察の警視正以上の階級の警察官である地方警務官を除く、都道府県警察の警察官

(7) 犯罪インフラ対策の推進

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、不法滞在者等に在留資格を不正取得させる手段となる偽装結婚や偽装認知等のようにその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。犯罪インフラは、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、犯罪組織等がこれを利用して各種犯罪を効率的に敢行するなど、治安に対する重大な脅威となっている。

警察では、犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、関係事業者等との連携を強化することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、当該サービス等に係る捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にすることにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査インフラを構築するための取組を推進している。

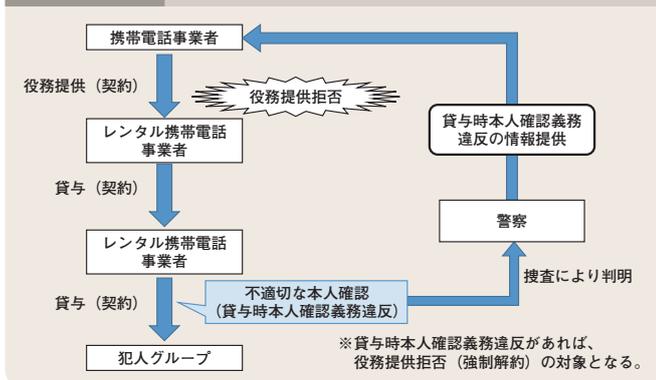
警察庁においては、こうした取組を更に強化するため、平成26年4月、刑事局に捜査支援分析管理官を設置した。捜査支援分析管理官においては、関係事業者・省庁と連携して、犯罪の捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にする取組を行っていくとともに、技術の発展等に伴う新たな制度やサービス等が犯罪に悪用されることを防止・解消するための取組を推進している。

コラム レンタル携帯電話の悪用への対策

特殊詐欺等を実行する犯行グループは、自己への捜査を免れるためにレンタル携帯電話を悪用する実態が認められる。また、レンタル携帯電話事業者の中には、携帯電話不正利用防止法で定められた貸与時の本人確認を適切に行わないものや本人確認を全く行わないものが存在する状況があるとともに、犯行グループの手に渡るまでに複数の事業者が介在している場合もあるなど、レンタル携帯電話の実際の利用者を特定することが困難となっている。

このような状況に鑑み、警察では、貸与の際本人確認が行われなかったレンタル携帯電話について、同法に基づく利用停止措置が執られるよう携帯電話事業者に情報提供を行うとともに、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するなど、犯罪に悪用されるレンタル携帯電話対策を推進している。

図表 2-51 携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否の仕組み



2 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、三次元顔画像識別システム、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注1)の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

① 警察におけるDNA型鑑定

警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注2)。

現在、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合でも、約4兆7,000億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

DNA型鑑定の実施件数は、図表2-52のとおり、年々増加しており、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査を始めとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

③ 鑑定体制の強化

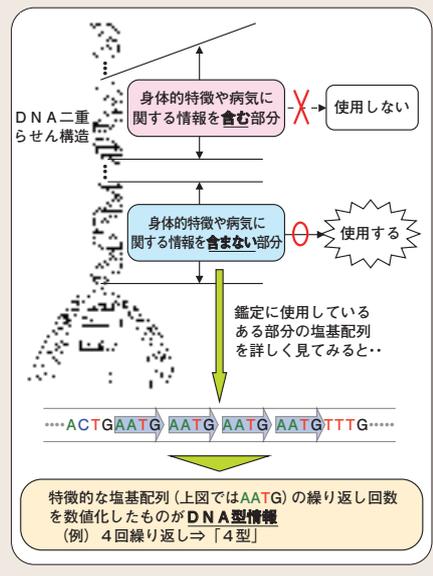
警察では、DNA型鑑定の各工程における作業の指示、管理及び記録をコンピュータ制御によって自動化することなどにより、大量の被疑者資料の鑑定をより迅速に実施し、DNA型鑑定の効率化を図っている。

また、科学警察研究所の研修を修了し、DNA型鑑定に必要な知識及び技能を修得した鑑定技術職員を増強している。

図表2-52 DNA型鑑定実施件数の推移（平成23～27年）



図表2-53 警察におけるDNA型鑑定の概要



注1：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

注2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

(2) デジタル・フォレンジック

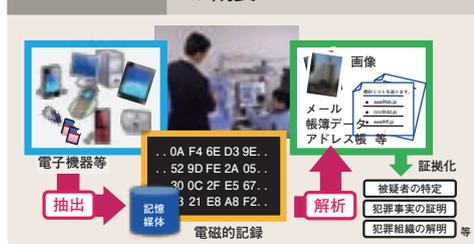
犯罪に悪用された電子機器等に保存されている情報は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある。

電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、電磁的記録を犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

このため、警察では、警察庁及び地方機関^(注1)の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタル・フォレンジック^(注2)を活用した技術支援を行っている。また、民間企業との技術協力を推進し、常に最新の技術情報を収集するとともに、国内外の関係機関と情報共有を図るなど、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術を蓄積するように努めている。

近年では、情報通信技術の急速な進展により、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が困難化している。そこで警察では、警察庁高度情報技術解析センターを中心に、高度で専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、高性能な解析用資機材を整備し、破損した電子機器等に記録された情報の抽出・解析等高度な解析を実施している。

図表 2-54 デジタル・フォレンジックの概要



(3) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、個人を識別するものである。

一般に、防犯カメラ等で被疑者の顔が撮影される角度は様々であるため、防犯カメラ等の画像と被疑者写真等を比較するだけでは個人の識別が困難な場合が多いが、このシステムでは、被疑者の三次元顔画像を防犯カメラ等の画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせることにより、より高い精度で個人を識別することが可能となり、公判における犯人性の立証等に活用されている。

また、平成26年から、物体の三次元画像を撮影することができる可搬式の装置を整備し、被疑者の三次元顔画像の撮影を容易にすることにより、同システムの活用を促進している。

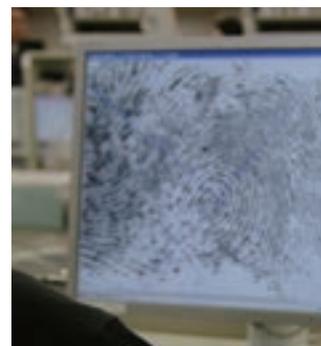
図表 2-55 三次元顔画像識別システムによる顔画像照合



(4) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



指掌紋自動識別システム

注1：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

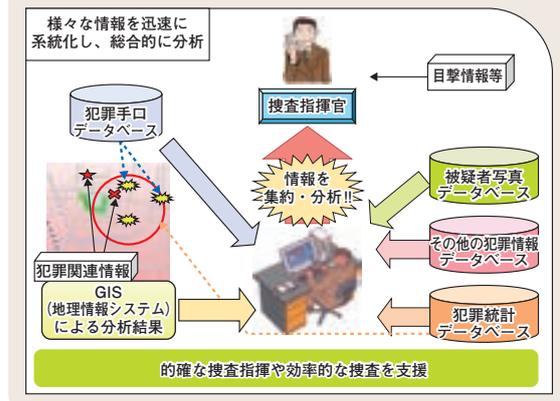
注2：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

(5) 情報分析支援システム (CIS-CATS)

警察では、様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とするシステムとして、平成21年1月から情報分析支援システム (CIS-CATS (注1)) を運用している。同システムは、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能である。

警察では、同システムを活用して、的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことにより、事件解決に役立てている。

図表 2-56 情報分析支援システム



(6) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗を始めとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的である。このため、警察庁では昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

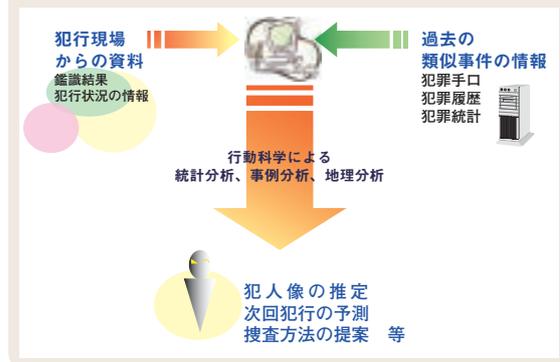
(7) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また情報分析支援システム等を活用して分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである (注2)。

プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員とプロファイリング担当者が情報を共有・連携し、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイリングによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイリングには、行動科学や統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察から捜査員を集め、科学警察研究所で研修を実施するなどして、プロファイリング担当者の育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。

図表 2-57 プロファイリング



注1：Criminal Investigation Support-Crime Analysis Tool & Systemの略

2：我が国では、平成6年に科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。警察庁においては、18年に情報分析支援室が設置され、プロファイリングを担当することとなり、26年には、体制を充実させ、捜査支援分析管理官が設置された。また、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

第3節

女性・子供を犯罪から守るための取組

1 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応

(1) 現状

恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件であって、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が及ぶおそれのある事案（以下「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案」という。）のうち、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等（注1）の相談件数の推移は図表2-58のとおりである。27年中のストーカー事案の相談件数は4年ぶりに減少したものの、ストーカー規制法（注2）施行後から23年までに比べ、24年以降は高水準で推移している。また、27年中の配偶者からの暴力事案等の相談件数は、配偶者暴力防止法（注3）の施行以降、最多となった。

図表2-58 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談件数の推移（平成18～27年）



注：ストーカー事案には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。
配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

(2) 対策

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものである。

このため、警察では、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システム（注4）への登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。さらに、被害者等からの相談に適切に対応できるよう「被害者の意思決定支援手続」（注5）等を導入している。

注1：平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

2：ストーカー行為等の規制等に関する法律

3：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

4：あらかじめ電話番号を登録した被害者等から通報があった場合、被害者等からの通報であることが自動表示されるもの

5：94頁参照

図表 2-59 ストーカー事案への対応状況の推移（平成23～27年）

区分	年次	23	24	25	26	27	前年比増減（注）
検挙件数（件）		—	1,773	1,889	2,473	2,415	△58（△2.3%）
刑法等検挙		786	1,504	1,574	1,917	1,872	△45（△2.3%）
殺人（未遂を含む）		7	3	15	14	11	△3（△21.4%）
暴行		62	141	153	179	169	△10（△5.6%）
傷害		120	243	227	213	197	△16（△7.5%）
脅迫		90	277	286	465	362	△103（△22.2%）
住居侵入		125	270	263	309	315	6（1.9%）
その他		382	570	630	737	818	81（11.0%）
ストーカー規制法違反検挙		205	351	402	613	677	64（10.4%）
ストーカー行為罪		197	340	392	598	647	49（8.2%）
禁止命令等違反		8	11	10	15	30	15（100%）
法に基づく対応		1,288	2,284	2,452	3,171	3,375	204（6.4%）
警告		55	69	103	149	145	△4（△2.7%）
禁止命令等		0	0	0	2	0	△2（△100%）
仮の命令		2,771	4,485	6,770	7,649	8,139	490（6.4%）
警察本部長等への援助の申出の受理件数		5,409	7,410	9,199	9,426	9,858	432（4.6%）
加害者への指導警告		12,429	16,453	19,005	19,680	19,703	23（0.1%）
被害者への防犯指導							

注：26年の数値と比較した27年の増減数（括弧内は増減率）

図表 2-60 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（平成23～27年）

区分	年次	23	24	25	26	27	前年比増減（注1）
検挙件数（件）		—	4,207	4,405	6,992	8,006	1,014（14.5%）
刑法等検挙		2,424	4,103	4,300	6,875	7,914	1,039（15.1%）
殺人（未遂を含む）		46	55	61	102	99	△3（△2.9%）
暴行		975	1,609	1,771	3,202	4,091	889（27.8%）
傷害		1,142	1,942	1,999	2,890	2,963	73（2.5%）
脅迫		27	121	97	144	143	△1（△0.7%）
住居侵入		32	49	44	58	59	1（1.7%）
その他		202	327	328	479	559	80（16.7%）
保護命令違反検挙		72	121	110	120	106	△14（△11.7%）
裁判所からの書面提出要求（注2）		2,460	2,985	2,788	2,967	2,794	△173（△5.8%）
裁判所からの保護命令通知（注3）		2,144	2,572	2,379	2,576	2,415	△161（△6.3%）
警察本部長等への援助の申出の受理件数		10,290	13,059	16,875	20,741	21,642	901（4.3%）
加害者への指導警告		9,331	14,963	17,129	25,598	31,752	6,154（24.0%）
防犯指導・防犯機器貸出し		28,267	37,088	40,192	52,556	55,055	2,499（4.8%）

注1：26年の数値と比較した27年の増減数（括弧内は増減率）

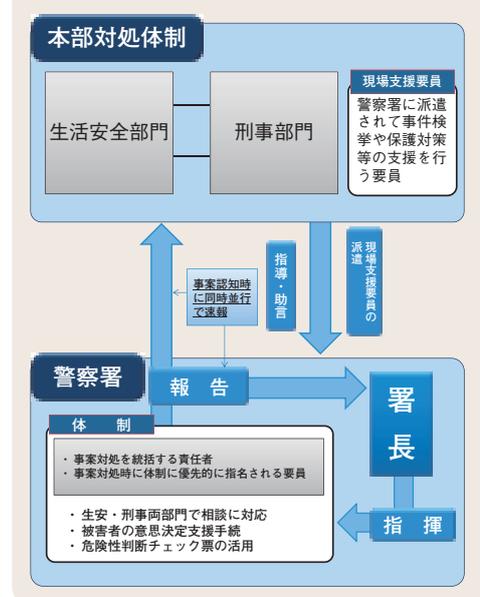
- 2：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を求められた件数
- 3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

① 一元的に対処するための体制の確立

人身安全関連事案に的確に対処するため、警視庁及び道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築した。また、警察署においても、人身安全関連事案への対処を統括する責任者及び事案対処時の要員をあらかじめ指定することにより生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築した。

こうした体制の下、事案認知時において危険性・切迫性を見極めるために、被害者等からの相談対応に当たっては、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取するなど、組織による的確な対応を徹底しており、個別の事態に応じて、誘拐事件や立てこもり事件の捜査に関する専門的知識を有した刑事部捜査第一課特殊班や機動力をいかした捜査活動を行う機動捜査隊を積極的に投入している。

図表 2-61 体制の確立



事例 Case

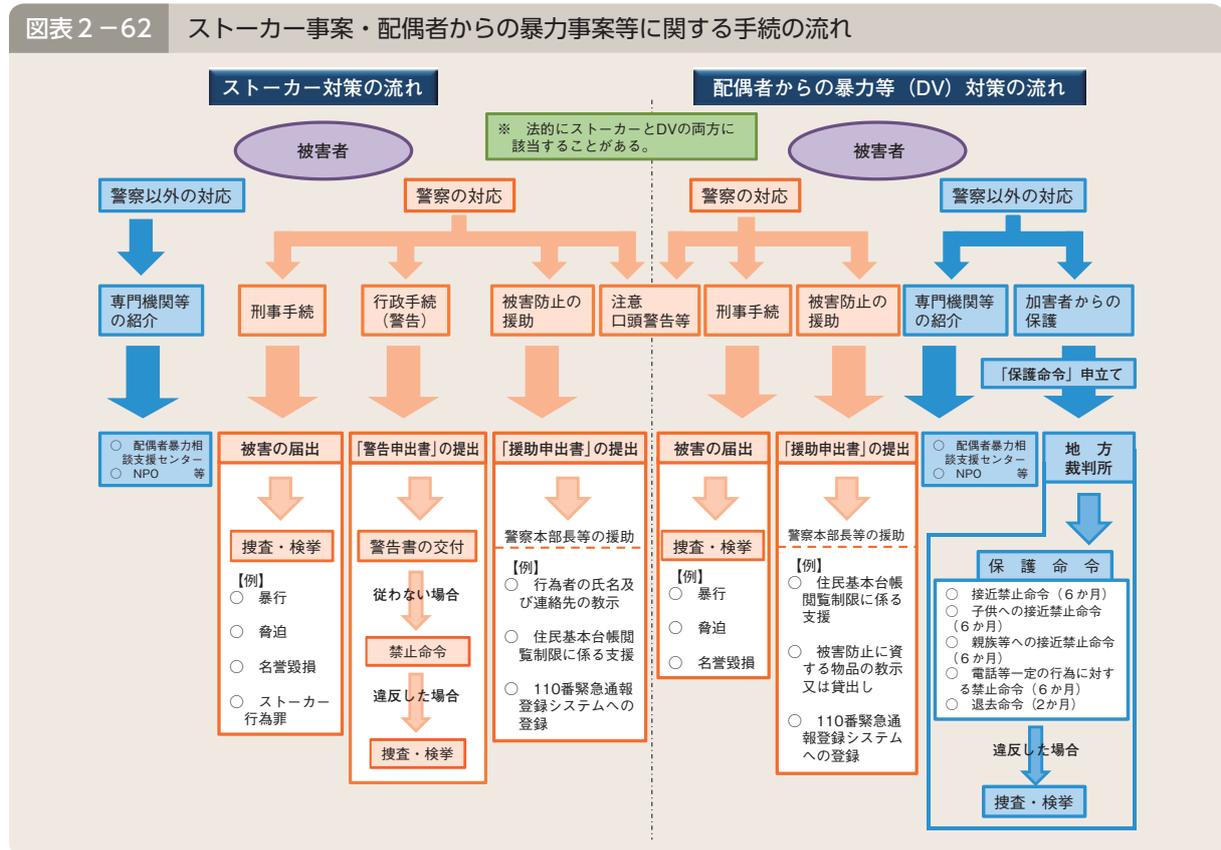
静岡県警察は、平成27年4月に生活安全部に人身安全対策課を新設するとともに、同課内に被害者等の保護対策、加害者への行政措置及び検挙措置等を支援する現場支援係を増強し、警察署に対する迅速な支援のための取組を強化している。

夫の暴力から逃れるため秘匿避難中の妻（30歳代）に対してつきまとい等をした夫（48）が、26年12月、警察からストーカー規制法に基づく警告を受けたにもかかわらず、その後も当該行為を続けていたことから、静岡県警察では、妻の身辺警戒と夫の検挙に向けた捜査のため、上記現場支援係を警察署に派遣した。27年4月、警戒中の同係が、妻の避難先付近において夫が見張りをしているのを発見し、夫をストーカー規制法違反で現行犯逮捕した。

② 被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援するためのものである。警察では、この手続により被害者等の意思を明確にすることで、被害者等と共通認識を持って、より迅速・的確な事案対応を図っている。

図表 2-62 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



③ 被害者等の一時避難等に係る公費負担

危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。

④ 関係機関・団体と連携したストーカー対策

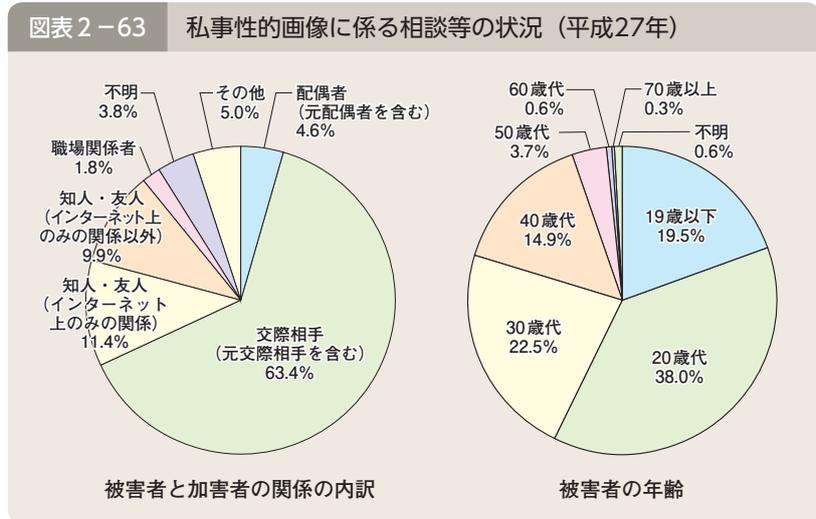
実効性のあるストーカー対策を行うためには、社会全体での取組が必要である。警察庁では、27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議が策定したストーカー総合対策、同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、ストーカー被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している（注1）。

⑤ いわゆるリベンジポルノ等への対応

近年、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等を、撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（いわゆるリベンジポルノ等）により、被害者が多大な精神的苦痛を受ける事案が発生している。このような状況を受け、26年11月、第187回国会において、私事性的画像被害防止法（注2）が成立し、同年12月から全面施行された。

27年中の私事性的画像に係る相談等の件数（注3）は1,143件であった。このうち、被害者と加害者の関係については、交際相手（元交際相手を含む）が63.4%であったが、インターネット上のみの関係にある知人・友人についても11.4%を占めており、また、被害者の年齢については、20歳代が38.0%、19歳以下が19.5%を占めている。さらに、同法の適用による検挙件数は53件、脅迫罪、児童買春・児童ポルノ禁止法（注4）違反、強要罪等の他法令による検挙件数は250件であった。

警察では、この種事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、公表された私事性的画像記録の削除のための措置等の迅速な対応を講じている。また、被害防止教育の推進等を通じて、被害の未然防止を図っている。



事例 Case

会社員の男（33）は、27年1月、衣服の一部を着けていない元交際相手の画像等を加工した写真多数を商業施設駐車場に置き、公然と陳列した。同年2月、同男を私事性的画像被害防止法違反（私事性的画像記録物公然陳列）で逮捕した（福島）。

事例 Case

27年8月、女性から、インターネット上に自己の裸の画像が投稿されているとの相談を受理した。画像の拡散防止措置を執るとともに、同年9月、元交際相手の男（41）を私事性的画像被害防止法違反（私事性的画像記録物公然陳列）で逮捕した（鹿児島）。

注1：44頁参照

2：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

3：私事性的画像記録又は私事性的画像記録物に関する相談のうち、私事性的画像被害防止法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

4：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

2 子供の安全を守るための取組

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表2-64のとおりである。子供の被害件数は、平成14年以降は減少傾向にあり、27年中は2万106件と、前年より4,601件（18.6%）減少した。全被害件数に占める子供の被害件数の割合の高い罪種についてみると、27年中は略取誘拐が43.8%（全被害件数192件のうち84件）、強制わいせつが13.0%（全被害件数6,755件のうち881件）であった。

図表2-64 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成18～27年）



区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
子供の被害件数(件)		32,957	34,458	33,552	33,840	32,897	29,784	26,791	26,783	24,707	20,106
殺人		110	82	115	78	77	76	67	68	83	82
強盗		8	7	8	7	7	14	11	9	6	3
強姦		67	81	71	53	55	65	76	69	77	64
暴行		1,055	933	868	757	707	710	846	882	858	886
傷害		553	529	473	491	467	493	495	548	539	557
強制わいせつ		1,015	907	944	944	1,070	1,027	1,066	1,116	1,095	881
公然わいせつ		98	73	76	80	109	83	139	136	133	140
逮捕・監禁		8	3	2	7	9	7	7	9	12	10
略取誘拐		86	82	63	77	91	86	95	94	109	84

② 子供の生活空間における安全対策

警察では、子供を犯罪から守るための取組として、学校や通学路等の安全対策、被害防止教育の推進等（注）のほかに次のような対策を行っている。

ア 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

イ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

注：45頁参照

③ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、21年4月、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講ずる子供女性安全対策班（JWAT^(注)）を警視庁及び道府県警察本部に設置した。これにより、従来の検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

④ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の強化

警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その出所者の所在確認を実施している。また、23年4月からは、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

(2) 児童虐待対策

① 検挙・通告の状況

平成27年中の検挙件数は785件、検挙人員は811人と、統計をとり始めた11年以降、過去最多となった。近年の態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の7割以上を占めている。

また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加し、27年中は過去最多となった。態様別では、特に心理的虐待の増加が著しく、同年中は2万4,159人と全体の6割以上を占めている。

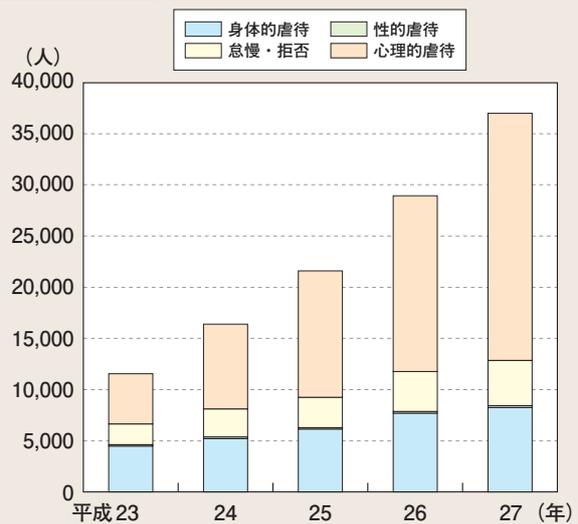
図表2-65 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移（平成23～27年）



区分	年次	23	24	25	26	27
検挙件数 (件)		384	472	467	698	785
身体的虐待		270	344	334	526	643
性的虐待		96	112	103	150	117
怠慢・拒否		17	10	14	11	7
心理的虐待		1	6	16	11	18

注：無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

図表2-66 警察から児童相談所に通告した児童数の推移（平成23～27年）



区分	年次	23	24	25	26	27
通告人員 (人)		11,536	16,387	21,603	28,923	37,020
身体的虐待		4,484	5,222	6,150	7,690	8,259
性的虐待		150	163	149	177	171
怠慢・拒否		2,012	2,736	2,960	3,898	4,431
心理的虐待		4,890	8,266	12,344	17,158	24,159

注：Juvenile and Woman Aegis Teamの略

② 関係機関と連携した取組

児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要となる。警察では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の児童相談所への確実な通告の実施、通告に際しての事前照会の徹底等、児童相談所等との情報共有を図るとともに、必要に応じて地域の要保護児童対策地域協議会^(注1)に参加するなど、関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

事例

Case

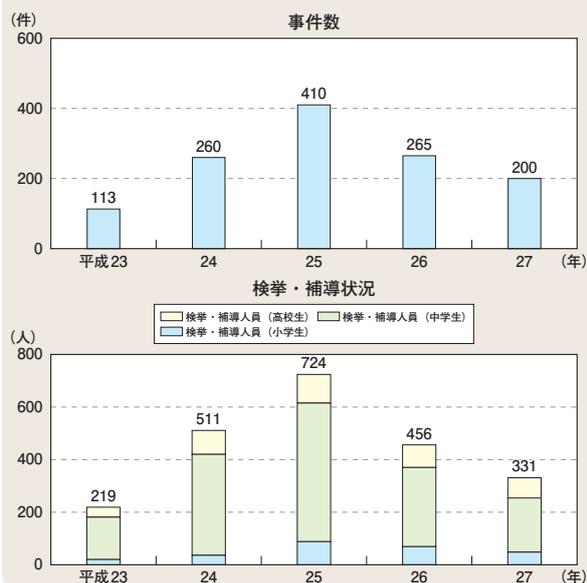
27年11月、「男女が児童に火のついたタバコをくわえさせ吸引させている内容の動画がインターネット上に投稿されている」旨の通報が警察や児童相談所に寄せられたことを受け、関係する3県警察が、児童相談所と連携の上、迅速に対応し、児童を同所で一時保護するとともに、実父(24)らを暴力行為等処罰二関スル法律違反(集団的暴行)で逮捕した(愛知・栃木・岐阜)。

(3) いじめ事案への対応

近年のいじめ^(注2)に起因する事件数は図表2-67のとおりであり、27年は200件であった。また、同年中の検挙・補導人員は331人であり、その約6割を中学生が占めている。

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

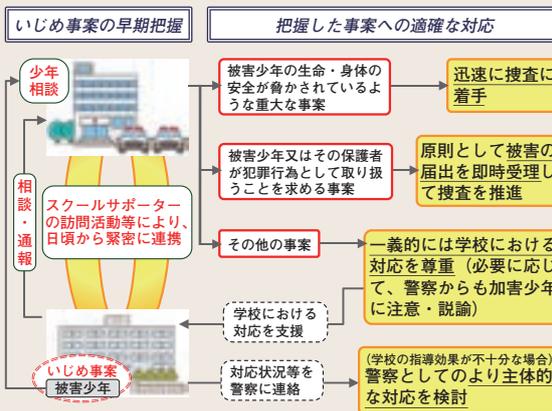
図表2-67 いじめに起因する事件の事件数と検挙・補導状況の推移(平成23~27年)



図表2-68 警察によるいじめ事案への対応

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



注1：児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

注2：平成25年以降の数値は、「いじめ」の定義を、25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。また、24年以前の数値は、「いじめ」の定義を「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをいい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まないもの」としている。

(4) 少年^(注1)の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

① 少年の福祉を害する犯罪への対策

福祉犯^(注2)の被害少年数は図表2-69のとおりであり、平成23年以降は減少しているが、スマートフォン等の普及により、インターネットの利用に起因する福祉犯が発生するなど、深刻な状況にある。

被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では積極的な取締りと被害少年に対する支援のほか、インターネット上の援助交際を求めるなどの不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導するサイバー補導を推進している。

ア 悪質性の高い福祉犯

近年、出会い系サイト等を利用して児童買春の周旋を行う事犯や、性を売り物とする営業に児童に従事させる事犯等、児童の心身に有害な影響を与える事犯が発生しており、中には、暴力団の資金獲得活動として行われる場合もある。このような悪質性の高い福祉犯に対して、警察では、実態の把握と情報の分析、積極的な取締り等を推進している。

図表2-69 福祉犯の検挙件数等の推移（平成23～27年）



事例 Case

27年9月、暴力団組員の男（20）らは、出会い系サイトで客を募り、家出中の少女（17）を引き合わせて売春をさせた。同年12月、男ら2人を児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）等で逮捕した（神奈川県）。

事例 Case

27年2月、「作業所」と名の店舗を経営する男（41）らは、少女（17）を雇い入れ、客に下着を見せながら折り紙をさせるなどの業務に就かせた。同年5月、男ら3人を労働基準法違反（有害業務の就業制限）で逮捕した（警視庁）。

イ 児童ポルノ

児童ポルノ事犯は近年増加傾向にあり、27年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は1,938件、検挙人員は1,483人、被害児童^(注3)数は905人と、いずれも過去最多となった。児童ポルノ事犯の約5割は、新たな被害児童を生む製造事犯であり、また小学生以下の被害児童のうち、約5割が強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノ製造の対象とされているなど、児童ポルノをめぐる情勢は引き続き深刻な状態にある。

コラム 内閣官房からの児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の移管について

児童の性的搾取等^(注4)に係る対策に関する業務については、被害児童の権利を擁護するとともに、児童の性的搾取等を撲滅させるべく、関係府省庁が緊密な連携協力を図った上で、政府全体で推進する必要があるところ、平成28年4月以降、その対策に関する企画・立案及び関係府省庁間の総合調整の業務を内閣官房に代わり、国家公安委員会が行うこととなった。

移管後は、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁による連絡会議等において、児童の性的搾取等に係る総合的な対策を検討している。

注1：20歳未満の者

2：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられる。

3：児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童

4：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）

警察では、このような情勢を踏まえ、25年5月の犯罪対策閣僚会議で取りまとめられた「第二次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループ等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

また、警察庁では、国際会議への参加や、東南アジア各国の捜査官等を招いた児童の商業的・性的搾取犯罪対策に関する会議の開催等により、国際捜査協力や情報交換の強化に努めている。さらに、プロバイダによる閲覧防止措置（ブロックング）について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの流通・閲覧防止対策を推進している。

なお、26年7月、児童買春・児童ポルノ禁止法における自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等の禁止についての罰則が新設され、27年7月15日から同年末までの検挙件数は17件^(注1)となっている。

図表2-70 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移(平成23~27年)

区分 \ 年次	23	24	25	26	27
検挙件数(件)	1,455	1,596	1,644	1,828	1,938
検挙人員(人)	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483
被害児童数(人)	600	531	646	746	905

事例

Case

児童ポルノ愛好者グループのメンバーである地方公務員の男(31)らは、インターネット上の掲示板等を通じて知り合い、互いに児童ポルノ画像を提供し合うなどしていた。また、被疑者の中には、女兒にわいせつな行為をし、その状況を撮影した者もいた。27年6月までに、同男ら16人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ提供等)等で検挙するとともに、計200万点以上の児童ポルノ画像等を押収した(大分・神奈川・岐阜・大阪・兵庫・広島・宮崎)。

② 少年を取り巻く有害環境の浄化対策

近年、スマートフォン等の普及に伴い、コミュニティサイト等のインターネットの利用に起因する少年の犯罪被害が増加しているほか、繁華街等において少年の性を売り物とする新たな形態の営業が出現しているなど、少年を取り巻く社会環境は深刻な状況にある。

警察では、インターネットの利用に起因する少年の犯罪被害の発生状況を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリング^(注2)等の普及促進のための要請等の取組を推進している。

また、少年の性を売り物とする新たな形態の営業については、少年の保護と健全育成の観点から、あらゆる警察活動を通じて、各地域の実態の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している女子高校生等に対する補導、立ち直り支援等の取組を推進している。

このほか、少年に有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境の浄化に努めている。

注1：児童買春・児童ポルノ禁止法第7条第1項に係るものに限る。

注2：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

事例
Case

兵庫県では、インターネットの安全利用に向け、県警察、知事部局及び教育委員会が、大学や企業等と連携しつつ、「インターネットの利用に起因する非行防止等対策モデル地区」を設けるとともに、小・中学生を対象とする教材等の作成、地域密着型の大学生ボランティアによる情報モラル教室の開催、スマートフォンの安全な使い方等について意見交換等を行う「スマホサミット」の開催等、産学官の連携によるインターネットの安全利用に向けた総合的な対策を推進し、少年のインターネットリテラシーの向上や、地域社会におけるインターネットの安全利用に係る気運の醸成を図っている。



地域密着型情報モラル教室記者発表

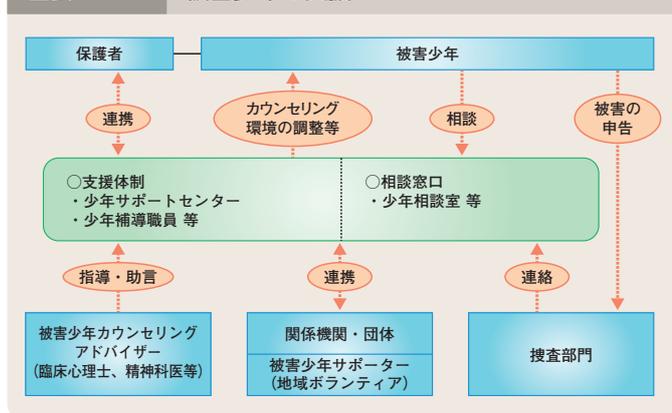


大学生ボランティアによる講演

(5) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員（注）を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図表 2-71 被害少年の支援



事例
Case

福井県警察では、被害少年の支援の一環として「体験型立ち直り支援活動」を推進しており、自然体験や制作体験など多様な体験メニューの実施を通じて、被害少年の精神的被害の回復に向けた継続的な支援活動を行っている。

注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視總監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成28年4月1日現在、全国に約890人の少年補導職員が配置されている。

第4節

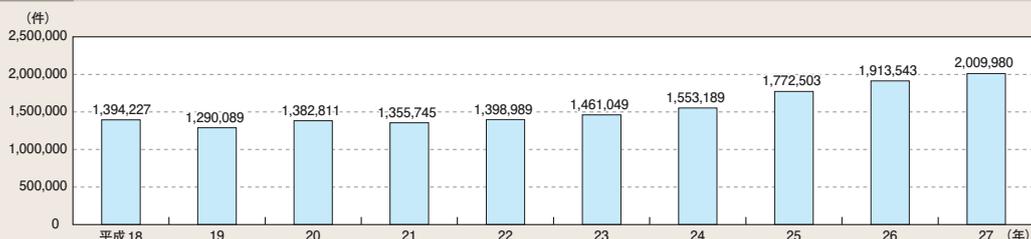
地域住民の安全安心確保のための取組

1 相談業務の充実強化

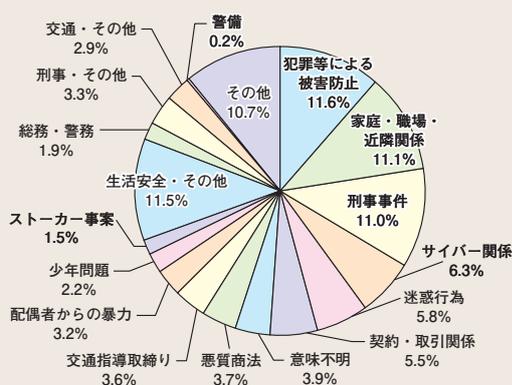
(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移及び相談内容については、図表2-72から図表2-74までのとおりである。平成27年中の相談取扱件数は約200万9,980件と、前年より約9万6,000件（5.0%）増加し、22年以降、6年連続で増加している。主な相談内容としては、犯罪等による被害防止、家庭・職場・近隣関係、刑事事件に関するもの等が挙げられる。

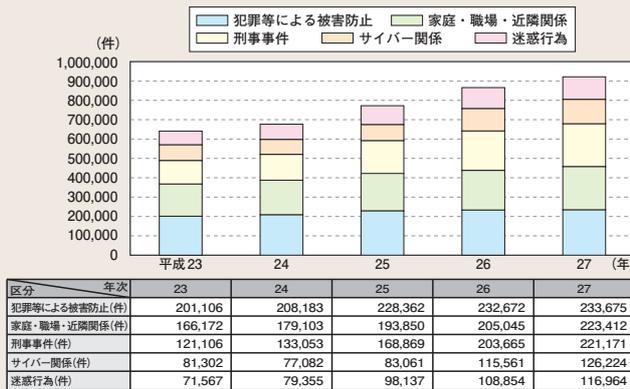
図表2-72 相談取扱件数の推移（平成18～27年）



図表2-73 相談内容の内訳（平成27年）



図表2-74 主な相談内容とその推移（平成23～27年）



(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実な組織対応を行うことができるよう、警視庁及び道府県警察本部並びに各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。

総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員としての配置を進めている。

また、警視庁及び道府県警察本部の総合窓口に全国统一番号の警察相談専用電話（「#（シャープ）9110」番^{（注）}）を設置し、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口に接続されるようにしている。



「#（シャープ）9110」番の広報活動

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるもの等緊急の対応を要する相談事案を認知した場合には、直ちに幹部へ報告がなされる体制を構築するなど、組織的な対応を強化している。

② 相談に対応する職員への研修の実施

多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や、様々な専門的知識を有する部外講師による講義のほか、ロールプレイング方式の相談対応訓練等、実務に直結する研修を実施している。

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等で取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

事例

Case

平成26年9月、女性（30歳代）から、「通勤途中、知らない男から待ち伏せ等の行為をされて不安である」との相談を受けたため、通勤時間帯における警戒活動を実施し、つきまとい行為等をしてきた男を特定した上、同男に対して指導警告を実施した。その後も、引き続き、警戒活動や相談者との面接等を行い、その不安の解消に努めた（広島）。

事例

Case

27年11月、高齢の母親を心配する家族から「認知症である母親が一人暮らしをしているが、現金が春頃から顕著に減っている」との相談を受けた。玄関先に設置した防犯カメラ映像により、配達業者の男（34）が代金の釣銭を渡さなかったり、必要以上に代金を受け取ったりしている様子が確認されたことから、同月、同男を準詐欺罪で逮捕した（福島）。

コラム 認知症に係る行方不明者等への対策

平成27年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万2,208件であり、統計を取り始めた24年以降、増加を続けている。警察では、地域における認知症高齢者等の見守りネットワーク、自治体における認知症等によるはいかひの可能性のある者の事前登録制度等を活用し、関係機関等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進している。このほか、認知症による行方不明者等へのより適切な対応のため、認知症サポーター養成講座等の部外有識者による講習会等を通じて、認知症の特性や対応要領等について、職員の理解を深める取組を推進している。



認知症講習会

2 事件・事故への即応

交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、被疑者の逮捕等の措置を執っている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

平成27年中の110番通報受理件数^(注1)は、約923万件と前年より約12万件減少した。これは約3.4秒に1回、国民約13.8人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が69.9%を占め、過去最高を記録した。

警察では、110番通報の適切な利用の促進のため、事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合にはためらわずに110番通報を利用する一方、緊急の対応を必要としない相談等の通報については「#9110」番や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。

図表2-75 110番通報受理件数の推移（平成18～27年）



(2) 通信指令

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注2)の発令等を行っている。平成27年中の緊急配備の実施件数は、前年と比べ850件（10.9%）減少し、6,936件となった。

また、27年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム^(注3)の平均は、7分6秒であった。

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。



通信指令室

注1：無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していない。

注2：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

注3：通信指令室が110番通報を受理し、パトカーに指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

② 携帯型端末を活用した初動警察活動

警察では、音声通信機能及びデータ通信機能を有する携帯型端末を整備し、各都道府県警察において運用している。

同端末の活用により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像、GPSで測位された警察官の位置情報等の情報を、通信指令室、警察署及び現場の警察官が組織的に共有し、的確な初動警察活動に当たっている。

図表2-76 携帯型端末の概要（代表例）



③ 外国語による110番通報への対応

警察では、日本語を解さない者からの110番通報への適切な対応が図られるよう、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うなどして対応している (注)。

(3) 初動警察活動の強化

① 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う全国通信指令・無線通話技能競技会を開催するなど、通信指令技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通信指令の知識・技能に関する検定制度を設け、組織的な人材育成に努めている。

また、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された、警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等が、実践的な指導等を通じて後進の育成に当たっている。

② 実践的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施している。



全国通信指令・無線通話技能競技会



無差別殺傷事件を想定した訓練

注：42頁参照

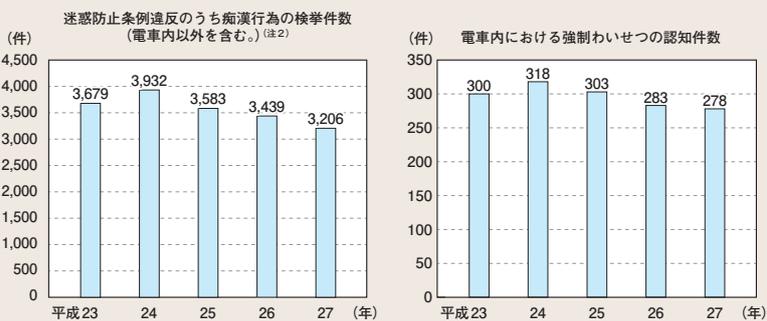
(4) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、平成27年6月に発生した新幹線内における放火等事件を受け、鉄道事業者等との連携をより一層緊密にしつつ、列車内における警乗^(注1)、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行っているほか、痴漢^(注2)、すり、置き引き等の犯罪の予防及び検挙を行っている。また、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して身辺の警戒を行うなどしている。



列車警乗

図表2-77 痴漢事犯の検挙状況等の推移（平成23～27年）



事例

Case

平成27年2月、警戒活動中の鉄道警察隊員が、乗客の所持品を物色している不審な男（33）の動向を注視していたところ、同男が電車内で女性の乗客が所持していたリュックサックから財布を抜き取るのを現認したことから、同男を窃盗罪で現行犯逮捕した（大阪）。

(5) パトカー及び警察用船舶の活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置を執っている。また、全国に配備された警察用船舶を活用し、通信指令室やパトカーと連携の上、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集を行っている。



パトカー



警察用船舶

事例

Case

平成27年8月、福岡県と合同で密漁に対する取締りに従事していた警察署の船舶警ら係員が、北九州市沖合において操業していた漁船の乗員の男（65）に対して職務質問を実施したところ、登録票を備えずに海産物を捕獲していたことなどが判明したため、同年11月、同男を漁船法違反（登録票船内不備付）等により検挙した（福岡）。

注1：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること。

2：いわゆる迷惑防止条例における、卑わいな行為等を禁止する規定に係る検挙件数及び検挙人員は、「痴漢」、「のぞき見」、「下着等の撮影」、「透視によるのぞき見」、「透視による撮影」、「通常衣服を着けない場所における盗撮」及び「(その他)卑わいな言動」の区分により各都道府県警察に報告を求めているが、そのうち「痴漢」として報告を受け、集計した数値を示したもの

(6) 警察用航空機の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステム（ヘリテレ）やホイスト救助装置^(注)等の各種資器材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）を全国に配備しており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、被疑者の追跡、災害や重大事件発生時におけるヘリテレを活用した情報収集、被災者の救助及び被災地への人員物資の緊急輸送等を行っている。



警察用航空機

事例

Case

平成27年3月、覚せい剤取締法違反により指名手配され、自動車で逃走する男（51）をヘリコプターで発見し、パトカーとともに追跡を開始した。ヘリコプターがヘリテレを活用して逃走状況を通信指令室に逐次報告するとともに、パトカーを的確に誘導したことにより、男を確保した（三重）。

事例

Case

平成27年9月関東・東北豪雨において、甚大な被害が発生した茨城県及び宮城県に対して、13都県警察からヘリコプターを応援派遣した。ヘリテレを活用してリアルタイムに被災状況の情報収集を行うとともに、ホイスト救助装置を活用して被災者222人を救助した。



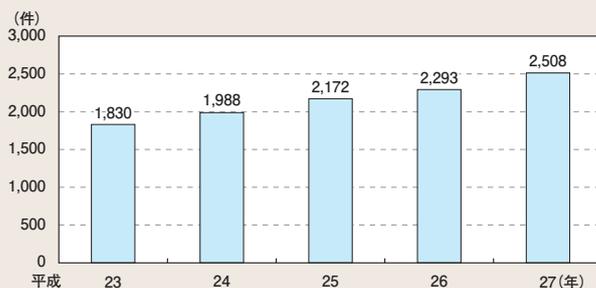
救助活動

コラム 山岳遭難に対する警察活動

平成27年中の山岳遭難の発生件数は2,508件、遭難者数は3,043人（うち死者・行方不明者は335人）であった。

警察では、関係機関・団体等と連携の上、ヘリコプター等を活用して遭難者の捜索救助に当たるとともに、増加傾向にある山岳遭難の防止を図るため、山岳パトロール、広報啓発活動等を実施している。

図表 2-78 山岳遭難発生件数（平成23～27年）



山岳における訓練状況

注：航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装置

3 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成28年4月1日現在、全国に交番は6,248か所、駐在所は6,431か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。

また、交番・駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。

② 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成27年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は18万5,165人と、警察による刑法犯の総検挙人員の77.4%を占めている。

③ 交番相談員の活用

28年4月1日現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



パトロール



交番相談員

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらったりすることなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

事例
Case

平成27年2月、福岡県警察では、「高齢者に対する特殊詐欺等被害防止のための特別巡回連絡強化期間」を設定した上で、巡回連絡を通じた防犯指導及び広報啓発を行った。

県内在住の女性（70歳代）は、警察官を名のる男から、捜査に必要であるから現金を手交するようにとの電話を受け、同男の指示に従い現金の受取役の男と接触したものの、巡回連絡時の特殊詐欺に関する防犯指導を思い出したことから、被害に遭うことなくその場を立ち去ることができた。

② 交番・駐在所連絡協議会

28年4月1日現在、全国の交番・駐在所に約1万2,000の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

(3) 遺失物の取扱い

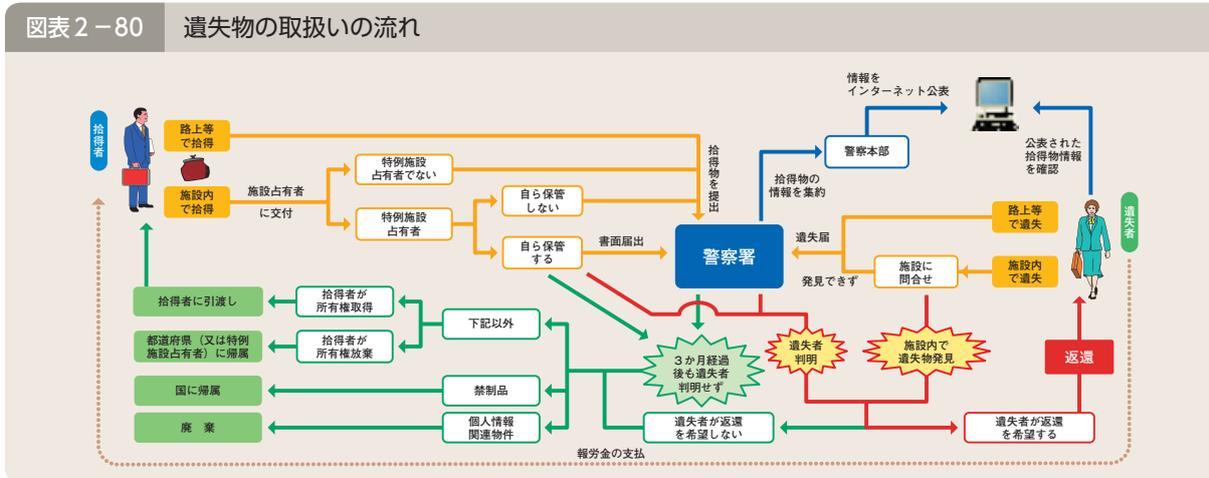
警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成27年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分(注)を含め約2,671万点に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約119億円が、物品については約975万点が遺失者に返還されている。

図表2-79 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移(平成23~27年)

区分		年次				
		23	24	25	26	27
通貨 (億円)	拾得物	189	156	156	164	171
	遺失届	498	372	364	368	370
物品 (万点)	拾得物	2,063	2,242	2,380	2,497	2,671
	遺失届	1,156	1,180	1,208	1,223	1,249

図表2-80 遺失物の取扱いの流れ



注：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

第5節

将来にわたる良好な治安確保のための基盤構築に向けた取組

1 犯罪抑止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全安心なまちづくり

政府では、平成17年6月に犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において決定された「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」に基づき、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国で推進している。

今後は、25年12月に閣議決定された「[「世界一安全な日本」創造戦略]^(注)も踏まえ、関係機関・団体等と連携して、引き続き全国で安全安心なまちづくりを推進していくこととしている。

イ 安全安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」(毎年10月11日)の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、その一環として、顕著な功績等のあった団体・個人を首相が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」が毎年首相官邸において行われている。



安全安心なまちづくり関係功労者表彰(提供:内閣広報室)

また、警察庁では、「安全安心なまちづくりの日」関連行事として、27年10月、優れた活動を行う防犯ボランティア団体と防犯まちづくりに積極的な取組を行っている地方公共団体がそれぞれ取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2015」を開催した。

ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民、自治体等と問題意識を共有し、自治体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通して街並みの改善を図っている。また、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを推進している。

注：213頁参照

② 防犯ネットワークの整備と活用促進

治安を取り巻く情勢が依然として厳しいことに加え、人口・家族構造の変化等により社会情勢が変化している中で、かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化している。このような現状を踏まえ、警察は、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者による防犯に関するCSR（注1）活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪抑止対策の推進と連帯感の向上を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

27年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万8,060団体（注2）となっている。これらの団体の多くは、町内会、自治会等の地域住民による団体や子供の保護者の団体であり、その構成員数は約276万人となっている。

多くの団体で防犯パトロールや通学路における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携した金融機関を対象とする被害防止訓練や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供、防犯ボランティア保険の経費負担等を通じた経済的支援、合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、27年末現在、全国で9,620団体、4万4,748台の青色回転灯装備車が活動している。

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪の発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供し、自主防犯活動の促進に努めている。

図表2-81 防犯ボランティア団体・構成員の推移（平成18～27年）



図表2-82 青色回転灯を装備した自動車数（平成18～27年）



青色回転灯装備車

注1：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

注2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

コラム 持続可能な安全安心まちづくりの推進方策に関する調査研究

警察庁では、平成26年度から27年度にかけて、持続可能な安全安心まちづくりの推進方策に関する調査研究を行った。当該調査研究における有識者検討会では、自主防犯活動の持続的発展のための課題や行政に求める支援等について、防犯ボランティア団体への実態調査を踏まえて検討がなされ、28年3月、その結果が報告書として取りまとめられた。報告書では、後継者の不在による構成員の高齢化という課題の解決策として他の団体との連携等が挙げられ、行政に対しては、連携のきっかけとなる場の構築等が求められた。警察庁では、これを踏まえ、自主防犯活動に対する支援の一層の充実を図っていくこととしている。

(2) 犯罪防止に配慮した環境設計

犯罪を抑止するためには、都市の構造の在り方を見直し、都市のハード面から物理的に犯罪が行われにくい環境を創出することが重要であり、これにより犯罪が発生するリスクを長期的にわたり抑制することができる。

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っており、平成28年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県^(注1)で、防犯モデル駐車場制度は13都府県^(注2)で整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、28年3月末現在、26都道府県で1,530台の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による街頭防犯カメラの設置を促進している。また、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、平素から自治体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、自治体の都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

⑤ 防犯設備関連業界との連携

警察では、最新の犯罪情勢や手口等を事業者を提供するなどして社会のニーズに応じた優良な防犯設備の開発を支援している。また、公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注3)と協働し、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けた取組を推進している。

注1：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、大分、熊本及び沖縄。平成28年3月末で、2,261件の登録又は認定がされている。

2：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。28年3月末現在で、285件の登録又は認定がされている。

3：防犯設備士（28年4月1日現在2万5,817人）、総合防犯設備士（同341人）

事例

Case

愛媛県警察では、25年7月から、「愛媛まるごとセーフティ」事業の一環として、街頭防犯カメラ等の防犯インフラの整備等を図っている。事業者等への働き掛け、地区防犯協会による基金の創設等により、事業開始から27年末にかけて約1,300台の街頭防犯カメラが設置されるなど、地域社会が一体となって防犯環境の整備が進められている。



基金に対する寄付金贈呈式

(3) 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策

犯罪情勢や社会構造の変化に伴って、警察に対する国民の要請が多様化している。これに対応するため、警察では、地域の犯罪情勢に即して警察活動を戦略的に展開し、地域住民に不安感を生じさせる身近な事案や事件に迅速かつ的確に対応することを目的とした、以下のような内容を大きな柱とする犯罪抑止に向けた取組を推進している。

① 犯罪抑止計画の策定

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進するため、警察署ごとに、相談、警ら、捜査その他の警察活動により収集した情報等を分析し、その管轄区域において重点的に抑止すべき種類の犯罪を定め、犯罪抑止計画を策定している。また、警察本部においても、全国的な犯罪情勢を勘案し、関係する警察本部及び警察署が連携して広域的な抑止活動を行う必要がある種類の犯罪を定めて、犯罪抑止計画を策定している。

② 地域住民等との連携協働

治安上の脅威に対して十分な耐性のある地域社会を構築するためには、地域住民、事業者、関係団体、自治体等と連携協働した取組が必要不可欠である。したがって、犯罪抑止計画には、犯罪抑止における地域住民等の役割や、警察が行う地域住民等に対する地域の犯罪情勢等の情報提供等の支援について、できる限り具体的に定めることとし、また、地域住民等との連携協働を図る際には、既に警察と協力関係にある者・団体にも依存することなく、より広範な連携協働関係の構築を目指すこととしている。

事例

Case

岡山県警察では、平成26年12月の大型商業施設の開業に伴い、事業者、自治体及び地域住民と連携した先制的な防犯対策を実施し、開業後においても継続した取組を推進している。

具体的には、開業前の計画段階から、自転車盗を始めとする犯罪の発生等を防止するため、防犯カメラの設置、自動ロック式駐輪場の整備、自転車放置禁止区域の拡大等について事業者及び自治体に働き掛けたほか、地域住民の意見・要望を対策に反映させるため、地元町内会と協働して連絡協議会を発足させるなどの取組を実施した。

開業後は、施設内の犯罪発生の状況を詳細に分析した結果を警察から事業者や防犯ボランティア団体に提供することによって自主防犯活動の活性化を図っている。

こうした取組の結果、施設周辺地域における刑法犯認知件数は開業前よりも大幅に減少した。



防犯ボランティア団体との防犯活動

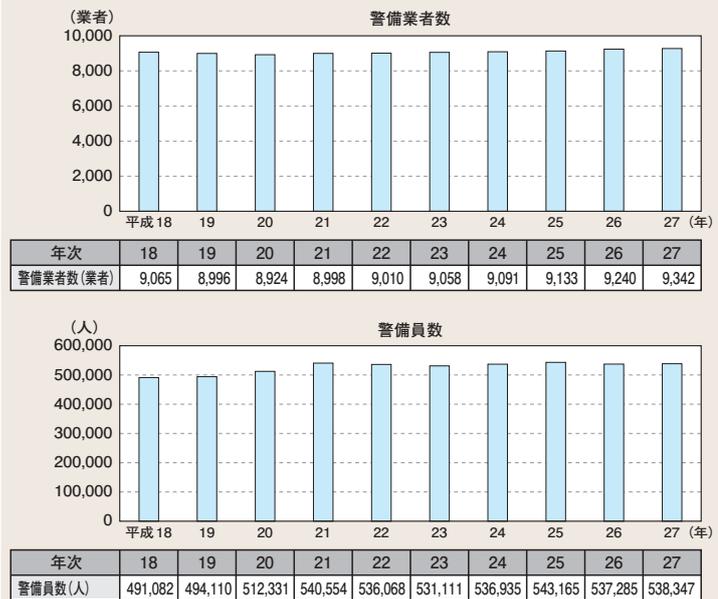
2 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の機械警備の需要も拡大するなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所等の重要施設での警備も行っている。

警察では、こうした警備業が果たす役割に鑑み、警備業法に基づく警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正と警備業の健全な育成を図っている。

図表 2-83 警備業者・警備員数の推移（平成18～27年）



コラム 警備員に係る検定制度等

警備業法においては、専門的な知識等を要し、事故発生時に不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがある警備業務に関し、警備員等の知識等に関する検定が設けられており、当該警備業務のうち一定のものについては、検定に合格した警備員の配置が義務付けられている。具体的には、空港保安警備業務、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務について、それぞれ1級及び2級の検定が行われており、平成17年以降、1級検定合格証明書が29,362件、2級検定合格証明書が215,513件交付されている。



検定合格警備員であることを示す標章の例

警察においては、現在、交通誘導警備業務に関する配置義務付けに係る基準の見直しを進めているところであり、こうした検定制度も活用しながら、警備業務の質の向上を図っている。

(2) 古物商・質屋を通じた盗品等の流通防止と被害回復

古物商や質屋では、その営業に係る古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者^(注1)に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。警察では、これらの法律に基づく品触れ^(注2)や指導監督等により、犯罪被害の迅速な回復に努めている。

注1：古物営業の許可証の交付を受けている事業者数は76万6,493、質屋営業の許可証の交付を受けている事業者数は3,034（それぞれ平成27年末現在）

2：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めるときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めもの

3 少年非行防止に向けた取組

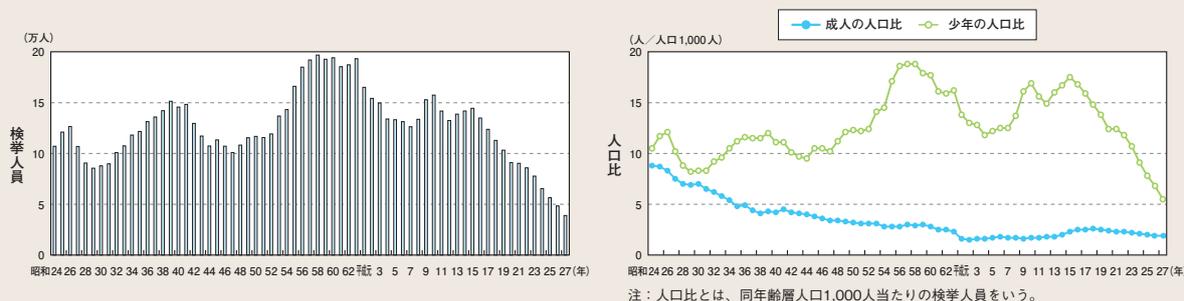
(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

平成27年中の刑法犯少年の検挙人員は3万8,921人と、前年より9,440人（19.5%）減少し、12年連続の減少となった。しかし、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員は5.5人で成人（1.9人）と比べ、引き続き高い水準にある。

27年中の触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員は、いずれも減少傾向にある。

図表2-84 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（昭和24年～平成27年）



図表2-85 触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員の推移（平成18～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
触法少年（刑法）の補導人員（人）		18,787	17,904	17,568	18,029	17,727	16,616	13,945	12,592	11,846	9,759
凶悪犯		225	171	110	143	103	104	130	106	76	62
粗暴犯		1,467	1,425	1,347	1,336	1,497	1,438	1,469	1,494	1,429	1,190
窃盗犯		11,945	11,193	11,356	12,026	12,077	11,383	9,138	8,069	7,728	6,398
知能犯		63	55	65	68	60	68	61	64	44	61
風俗犯		117	138	137	166	175	185	202	253	192	230
その他の刑法犯		4,970	4,922	4,553	4,290	3,815	3,438	2,945	2,606	2,377	1,818
不良行為少年の補導人員（人）		1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798
深夜はいかい		719,732	795,430	732,838	554,078	549,798	564,575	526,421	472,852	429,943	373,132
喫煙		557,079	602,763	497,658	364,956	363,658	353,258	303,344	257,043	225,920	198,555
その他		151,117	153,533	131,273	94,806	98,508	95,334	88,161	79,757	75,311	70,111

② 平成27年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

27年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は図表2-86のとおりであり、ほぼ全ての罪種で減少傾向にある。

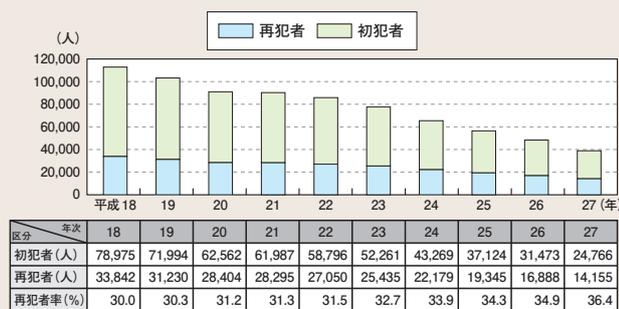
図表2-86 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成18～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総数（人）		112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921
凶悪犯		1,170	1,042	956	949	783	785	836	786	703	586
粗暴犯		9,817	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276	7,695	7,210	6,243	5,093
窃盗犯		62,637	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776	38,370	33,134	28,246	23,015
知能犯		1,294	1,142	1,135	1,144	978	971	962	878	987	936
風俗犯		346	341	389	399	437	466	566	523	445	528
その他の刑法犯		37,553	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422	17,019	13,938	11,737	8,763

イ 再犯者^(注)

27年中の刑法犯少年の再犯者数は、12年連続で減少したが、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は18年連続で増加し、27年は36.4%と、昭和47年以降で最も高くなった。

図表 2-87 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移(平成18~27年)



ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員(刑法)

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表 2-88のとおりであり、いずれも減少しているが、平成19年以降、中学生が高校生を上回っている。

図表 2-88 中学生・高校生の検挙・補導人員(刑法)の推移(平成18~27年)



事例

Case

27年4月、無職の少女(18)らは、共謀の上、少女(18)を監禁した後、現金在中の財布等を強取するとともに、土中に埋めて殺害した。同年5月までに無職の少女ら4人を強盗殺人罪等で逮捕した(千葉)。

(2) 非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。



就労支援を通じた立ち直り支援活動

注：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱いも含む。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、平成28年4月現在、全ての都道府県で約2,300の学校警察連絡協議会が設けられている。

② スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。28年4月現在、44都道府県で約850人が配置されている。

③ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

(4) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成28年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^(注1)約5万1,000人、少年警察協助力員^(注2)約250人、少年指導委員^(注3)約6,600人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生ボランティア約4,600人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



大学生ボランティアによる学習支援

(5) 少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係^(注4)の実態に係る情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、警視庁及び道府県警察本部に少年事件捜査指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による非行事実の厳格な特定等に努めるよう、捜査員等に対して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

注1：街頭補導活動及び環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

注4：非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係

警察活動の最前線



シーサー君

手口分析のプロを目指して

沖縄県警察本部刑事部捜査第三課手口係
 (現 沖縄県警察本部刑事部刑事企画課企画・捜査支援係)
 たまなは ひとし
 玉那覇 齊 巡査部長

私は、平成27年春から警察本部刑事部捜査第三課の手口係として勤務しており、日々発生する窃盗事件の現場に臨場して犯行手口を分析するとともに、情報分析支援システムを活用し、次の事件発生現場の予測や容疑者の絞り込み等を行うことにより、各警察署の捜査を支援しています。

配属された当初は、臨場した現場で接する被害者の心情を思うたび、必ず被疑者を検挙しなければと強く感じるものの、思うような手口分析ができず、悔しい思いをしていました。

そんな折、コインランドリーから下着を盗む窃盗事件が連続して発生しました。経験豊かな上司や先輩に恵まれ、現場観察や手口分析のポイントについて指導を受けながら容疑者を絞り込み、次の犯行地域を予想して特捜係に情報提供した結果、手口分析どおりの被疑者が窃盗常習者として逮捕されるに至りました。この経験から、これまで先輩刑事が積み重ねてきた手口分析は、直接的な証拠がなくても容疑者を浮上させることができる有効な捜査手法だと再認識することができました。

今後も県民の信頼に応えるべく、1日でも早く手口捜査のプロフェッショナルとなれるよう常に創意工夫しながら、現場観察能力や情報分析能力の向上に努めていきたいと思っています。

ひかるくん
ひかりちゃん

地元住民の笑顔のために

新潟県三条警察署地域係 大面駐在所
 のざわ かずあき
 野澤 一昭 巡査部長

地元の方々から温かく迎えられた初めての駐在所勤務から33年、「地元住民のために」との思いから、住民参加による地域防犯力を高めるべく、赴任したそれぞれの土地で防犯組織の活性化、そして、広報紙の毎月発行による情報発信等に取り組んできました。

現在勤務している大面駐在所では、敷地にある桜の枝を再利用し、妻と一緒に等身大の警察官人形「のんちゃん」を制作して、のんちゃんと共に特殊詐欺被害未然防止の広報啓発活動等を行っています。

地元の方々からは「お巡りさんがもう一人いるようだ。のんちゃんに見守ってもらっているのだから、振り込め詐欺に気をつけないとね」などと好評を得ており、のんちゃんは今では管内の金融機関に順次派遣され、活躍の場を広げています。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」というコンセプトの下、飼い犬と一緒にパトロールする「わんわんパトロール隊」を提案して隊員を募ったところ、「地域のために何かしたいと思っていました」などと80名の方が賛同し、加入していただきました。地元が結束していく状況を実感することができ、とてもうれしく思っています。

大面駐在所に配置されてから5年が経過し、巡回連絡で地元の方々のお宅にお邪魔すると、「のんちゃんに会いに行ってきたよ」、「駐在所だより、毎回楽しみにしています」、「雨の日も雪の日も毎朝子供たちの見守りをありがとう」などと笑顔で声を掛けていただいております、駐在所勤務員冥利に尽きると感じています。地元住民の笑顔を守るために、夫婦二人三脚、これからも駐在所で頑張っていきます。

